

審議会等の会議録

審議会等名	令和7年度 第1回海老名市介護保険運営協議会
開催日時 (意見提出期間)	令和7年5月23日(金) 14時00分から15時50分まで
場 所	海老名市役所 3階 政策審議室
出席者	海老名市介護保険運営協議会 委員 10名 高橋(裕一郎)委員、盛田委員、小林委員、佐藤委員、 松本委員、渡辺委員、白石委員、高橋(隆行)委員、 梶委員、安田委員 事務局 12名 保健福祉部 部長 告原 幸治 保健福祉部 次長(健康・保険担当) 金指 芳子 保健福祉部 参事兼福祉政策課長 西海 幸弘 保健福祉部 参事兼介護保険課長 青野 昌樹 介護保険課 介護保険係長 永田 啓吾 介護保険課 介護認定係長 石井 康子 介護保険課 事業者支援係長 高田 耕平 介護保険課 副主幹 遠藤 誉裕 福祉政策課 福祉政策係長 二本木 宣彦 地域包括ケア推進課 課長 三輪 徹 地域包括ケア推進課 課長補佐兼高齢者いきがい係長 伏見 貴之 地域包括ケア推進課 主幹兼高齢者支援係長 澁谷 晶子 地域包括ケア推進課 主査 遠藤 貴人
傍聴人数	2名
公開の可否	☒ 公開 ☐ 一部非公開 ☐ 非公開
一部非公開・ 非公開の理由	

議 題	(1) 審議事項 ①次期計画策定に向けた協議会のあり方について ②第10期えびな高齢者プラン21策定スケジュールについて (2) 報告事項 ①指定地域密着型サービス事業所の指定について ②介護保険施設の公募結果について ③地域包括支援センター活動状況について ④保健福祉事業の実施状況について
資 料	(資料1) 次期計画策定に向けた協議会のあり方について (資料2) 第10期えびな高齢者プラン21策定スケジュール(案) (資料3) 指定地域密着型サービス事業所の指定について (資料4) 令和6年度高齢者施設事業者の選定結果について (資料5) 令和6年度地域包括支援センターの活動状況について (資料6) えび〜くる「実証実験」の期間延長及び運行内容の見直しについて

○会議の内容（提出された意見及びそれに対する回答）

1 開会	
【事務局】	《事務局の進行により開会》
2 あいさつ・事務局紹介	
(会長) 本日は、令和7年度の第1回目、今年度最初の介護運営協議会でございます。 今年度は、第9期えびな高齢者プラン21の2年目であり、第10期の計画策定に向けて動きのある1年となります。 介護保険を取り巻く環境は日々変化しますが、高齢者の生活を支えていくため、また、介護保険の安定的な運営のためにも、我々当協議会での議論が重要な役割を担って参ります。 本日は、昨年から行ってきた介護保険運営協議会のあり方について、具体的な内容として、設置根拠となる条例の改正や部会の設置及びその構成などを審議させていただく予定です。 また、保健福祉事業に位置付けている、えび〜くるの実証実験の状況や今後の見直しなどの方向性の報告もあります。	

委員の皆様方におかれましては、様々な視点からご意見をいただければ幸いです。

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

(保健福祉部長)

本日はお忙しい中、介護運営協議会の方にご審議ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃皆様におかれましては介護保険の運営事業に、多大なご理解、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、本日は、今年度第1回目ということでございます。

先ほど会長のあいさつにありましたが、今年は第9期えびな高齢者プラン21の2年目で、来期の10期に向けて本格的な検討を進めていかなければいけない年になります。皆様からは、様々なご意見を賜りながら、実りある計画にしていきたいと思います。

また、その議論の場といたしまして、昨年来から色々ご議論がされてきたと伺っています、介護運営協議会のあり方につきまして、6月の議会に介護運営協議会の設置根拠である条例の一部改正の上程をさせていただいております。

この可決をいただければ、進化した協議会の中に部会を設置していただいて、さらなるご議論を賜る事を考えておりますので、その部分についてもよろしくお願いいたします。

また、保健福祉事業の中で、デマンド型交通事業、えび〜くるを現在スタートさせていただいております。この状況についてもご報告させていただくとともに、今後どのように進めていくのかといったところについてもお話をさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、この協議会でのご議論が、今後の市の高齢者施策を進めていく道筋、また適正な介護運営事業を進めていく上でも、大変重要なところになって参りますので、活発なご議論をお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

(事務局の職員紹介(割愛))

3 議題

(1) 審議事項

以後の議事は、介護保険運営協議会条例第7条に基づき、高橋会長が進行

①次期計画策定に向けた協議会のあり方について	
②第10期えびな高齢者プラン21策定スケジュール(案)	
資料1及び2について事務局が一括して説明	
【事務局】	(資料1) 1 ページ目は、昨年度来議論いただきました内容のおさらいとなります。 第9期えびな高齢者プラン21の作成に際して生じた課題3点に対する解決案を示させていただいており、組織改革などを含めた方向性を議論いただき、決めさせていただいたものになります。 続いて2ページをご覧ください。 課題解決案の一つにある組織の改革、そして部会の設置を実現するため、この令和7年第2回定例会において、介護保険運営協議会の設置根拠であります、海老名市介護保険運営協議会条例の一部改正を上程いたします。その改正案の内容について概要をご説明させていただきます。 資料2ページの上段になります。 まず1点目、現行条例の第3条に関わる新たな規定です。 こちらは介護保険事業計画とともに、法定計画として一体的に作成している老人福祉計画を明記することにより、現行のえびな高齢者プラン21の計画体系との整合を図るものになります。 また、今後、高齢者保健福祉施策を進めていく上での、課題、さらに国からの方針をもとに、当該計画等を追加規定することができるよう、その他、高齢者福祉に関する計画を追加明記し、その策定を規定するものになります。 また、これらを明記することによって、現行一体の計画で進行している、えびな高齢者プラン21の進行状況の管理及び評価をできるようにするものになります。 次に、2点目、資料2ページの下段になります。 こちらは、第6条に新たに規定するものになります。 現行、市長から委嘱をさせていただき、介護保険運営協議会委員として皆さんに議論いただいているところになりますが、現行の委員、また、選出団体以外の方に対して、今後新たに設

置を検討している部会、その他運営協議会へ参加、意見を求めるために、臨時委員を新たに規定するものになります。

この臨時委員につきましては、現行の介護保険運営協議会委員とは別に委嘱をして、立場を設けさせていただく予定になってございます。

次に3ページになります。

こちらは、第10条に新たに規定するものになります。

市長の諮問事項や、介護保険事業全般に対する審議を行う介護保険運営協議会の下部組織として、弾力的かつ機動的な運営を図るために、部会の設置を可能とする規定になってございます。

なお、部会の設置は、運営協議会にて所掌事項の審議のために必要があると認めるときに設置することができるという規定にさせていただいております。さらにその部会の運営に関する事項については、同じくこの運営協議会の中で議論し、また、そこで決定したものを定めていくという形の条文となっております。

さらに、ここで設ける部会ですが、直面する第10期計画の策定に対する計画策定部会を、10月を目途に設置させていただきたいと考えております。

資料の下段の方にその部会の構成を示させていただいております。

現在検討している構成員としましては、合計で10名、そのうち介護保険運営協議会委員として3名の方々に、ご参加いただきたいと考えてございます。

その他、策定に関わる議論に必要な団体等から、推薦をいただき、合計で計10名を想定しております。

本日、この内容をご承認いただいた折には、介護保険運営協議会委員の皆様の中から、この部会に出席いただく3名を選出いただきたいと考えてございます。

なお、今お示しさせていただいているのは、条例改正案になります。

この後、市議会において可決議決させていただいていく予定ですが、仮に議決されなかった場合においても、第9期で組織いたしました策定委員会のような形で、議論する場を設けていく予

定でございますので、この場で選任・選出いただいた3名の方々には、運営介護保険運営協議会委員として出席いただきたいと考えてございます。

最後に、3ページの下段、4点目になります。

ここでは詳細は割愛させていただきますが、その他の部分で、全文を通じまして、今までご説明した臨時委員、さらに部会の設置、そして文言整理等々の、新たに新設する、また修正が加わった規定があることに伴いまして、条項の繰り下げを行っております。

繰り返しになりますが、本日お示しさせていただいている内容はすべて改正案になってございます。

令和7年第2回定例会にて、議決いただいた後には、その施行された最新情報を皆様の方にお知らせさせていただきたいと考えてございます。

続いて4ページになります。

こちらは、部会設置に関わる内部規約案となっております。

先ほど、部会の運営に関し必要な事項は運営協議会が別に定めるという形の規定をさせていただいているため、この内容をもって、内部規定として設けさせていただきたいと考えてございます。

こちらは、部会の設置に関すること、さらに構成に関することで、部会長の選任等々、運営に関する一般的な事項を記載しております。

ここに載っていないものは、運営協議会、また設置された部会の中で承認いただければと考えてございます。

資料1の説明は以上となります。

(資料2)

こちらは、令和7年度から令和8年度にかけまして、第10期えびな高齢者プラン21策定に関わる全体のスケジュール案となっております。

この資料の中で、箱が五つに分かれてございます。

まず一番上の箱、介護保険運営協議会の開催スケジュールになります。

本日、5月に第1回運営協議会を開催させていただきました。2回目を概ね、7月から8月にかけて開催したいと考えてございます。

その後、年が明けまして第3回を2月頃、こちらのスケジュールについては、なるべく早く皆様にお知らせさせていただいて、多くの方が出席いただけるような形で考えてございます。

なお、この第2回の7月から8月にかけて開催する会議におきましては、後程ご報告があります、保健福祉事業に位置づけるデマンド交通えび〜くるの事業の見直し、さらに第9期、現行のえびな高齢者プラン21に対する令和6年度単年度評価を議題として予定させていただいております。

次にその下の箱、計画策定部会の開催スケジュールになります。

こちらは、10月に1回目を開催し、委嘱式、計画の概要及びアンケートの内容調整などをさせていただきたいと考えてございます。

それ以降につきましては、決まった日にちを事前に開催日として提示していたしまして、同じく、早い段階でお示しさせていただきたいと考えてございます。

こちらの部会のスケジュールですが、先ほど条例改正案の時の繰り返しになりますけれども、市議会において議決されなかった場合におきましても、同様の形で、計画の策定に向けた動きはございますので、大きなスケジュール変更は生じないものと考えてございます。

また部会ではなく、名称が変わり、委員会という形になる可能性もございますけれども、この策定に関わる開催スケジュール、事業の進行スケジュールには大きな変更ないものと考えてございます。

さらにその下の箱、計画策定業務委託は、課題解決の一つとしてコンサル業者を入れて、様々な意見を取り入れていきたいと考えてございます。

その外部委託に伴う作業スケジュールになっておりまして、5月から6月にかけてましてプロポーザルを実施し、その後、業者を選定し、決まった業者と諸々の調整をさせていただきたいと考えてございます。

	さらにその下の箱は、委託内容になります。 先ほどのプロポーザルと同様に、委託予定の業者に対して、各種スケジュール、また調査に関わる内容、その他必要な事項等々を調整していくスケジュールとなっております。 この部会、さらにプロポーザル委託の状況、このスケジュールにつきましては、詳細を計画策定部会において議論いただきつつ、適した時期に、この介護保険運営協議会の方にもご報告させていただきます。 以上が資料2の説明となります。 このたびお示しさせていただいたものは、昨年度来、議論いただいております課題解決に向けた組織のあり方の見直し、今後の高齢者社会において様々な議論すべき課題が出た際に、この介護保険運営協議会だけではなく、ここにいらっしゃる方々の様々な意見を聴取する機会、さらにそのいただいた意見に対してより議論を深めるために、進化させる認識で取り組んだものになります。 この趣旨をご理解いただきました上で、この内容についてご承認いただきますようお願い申し上げます。
【委 員】	私は、今まで策定委員会でこのプランを作ったあと、評価をしてこなかったことを指摘しましたが、今回条例改正していただけるということで、基本的に賛成しております。 海老名の高齢者プラン21というのは、公助の老人福祉計画と共助の介護保険事業計画の2つが一体となっています。介護保険運営協議会という組織でやるのが引かかる点です。 しかし、今後は部会を作っていくということであれば、部会の中で煮詰めていけるものだと思いますので、大筋賛同しております。
【事務局】	ご意見いただいた通り、介護保険法と老人福祉法に基づく高齢者という定義に若干の違いがございます。 介護保険の場合、制度の被保険者として対象になるのが40歳以上、また一方で高齢者という言葉の定義が分野によって若干異なるようで、例えば年齢によっては前期高齢者、年齢によっては後期高齢者の幅もまちまちになっています。 今後、運営協議会の中で部会を設置して、運営協議会の母体が広がっていった時、また現行の海老名高齢者プラン21という

	計画の名称自体が、時代とそぐわなくなる時もあるかと思います。 そういった状況を踏まえながら、この運営協議会の名称の変更は、こういったものが時代に即しているのか考えていきたいと、また皆さんと議論させていただきたいと思っております。
【委 員】	3 ページの計画策定部会の構成について、ここには、歯科医師会、それから薬剤師会が入っておりませんが、これは、この運営協議会のメンバーに入っているため、策定部会には入っていないと理解してよろしいでしょうか。 また、策定部会には現場の声を反映させるということが大事ではないかと思いますが、介護サービス事業者も策定部会には入っていません。この理由というのは、運営協議会のメンバーに入っているから策定部会には入らなかったと。そのように理解して良いのでしょうか。 他にも、海老名市ではゆめクラブ連合会やシルバー人材センターございますが、そのメンバーの方も策定部会に入っていた方が、よろしいのではないかと個人的には思っております。 次に、策定スケジュールについて、外部委託業者が決まるのは、プロポーザルの後の7月ということでよろしいでしょうか。 また、委託内容についてですが、ケアマネジャーの調査が入っていません。介護現場の実態、課題の把握、あるいは懸念事項、ケアマネジャーの確保など、個人や事業所のへ調査は必要と思いますが、この調査の中にそれらが入っていないのは、なぜでしょうか。
【事務局】	まず1点目の計画策定部会の構成メンバーに、医師会しか入っていないことについては、運営協議会に三師会入っていただいていることもあり、代表として、医師会の方に入っていただく形としています。 2点目の介護サービス事業者の方が入っていないことについては、現行の策定委員会のメンバーを基本として考えたため、介護サービスの事業者の方を構成メンバーとしておりませんでした。また、ゆめクラブ連合会等の方についても同様です。

	しかしながら、この構成メンバーについては、ご意見を賜りながら、考えていきたいと思います。 プランの委託事業者は、7月末に決まる予定です。 最後のご質問のケアマネージャーに対する調査については、夏にかけて、国から計画策定に向けた、必ず実施しなければならない調査及び、その内容が示されるものとなっております。 その内容を精査しまして、必須なもの、さらに海老名市独自としてやっていくもの、この内容については、計画策定部会、またその部会に準ずる議論の場で考えていきたいと思っています。
【委 員】	策定部会の構成メンバーから、学識経験者を外したのでしょうか。
【事務局】	学識経験者は、オブザーバー参加を検討しています。資料に記載はしていませんが、必要な時に入っていただくよう検討しております。
【委 員】	本体の会議の中で臨時委員という考え方が出ていますが、部会においても、それが考えられるということによろしいですか。
【事務局】	介護保険運営協議会の臨時委員として部会に出席していただきます。
【委 員】	去年の9月だったと思いますが、高齢社会対策大綱というのが閣議決定されています。 このスケジュールの中に、その文言が出てこないのですが、このスケジュール案と高齢社会対策大綱との関係について、お聞きしたいです。
【事務局】	大綱については、申し訳ありませんが、手持ちの資料がなく、承知していないため、持ち帰り精査させていただければと思います。 その上で、今後策定する計画との整合性をとらせていただきながら、皆様にご報告させていただきます。
【委 員】	この大綱は、これから高齢化に伴う様々な課題を国がどのように対応していくのかということの内容です。 これは関連事項として、非常に重要なものになってくると思いますので、よろしくお願いします。

【委 員】	それについては、国説明会の中でも出てくるのではないで しょうか。
【事務局】	国説明会の中でも示されるものと考えています。
異議等なく、承認された。	
計画策定部会の委員の選任について	
【会 長】	ここで、先ほど説明のありました計画策定部会について、本 会から兼任いただく委員を選任したいと思いますが、立候補し たい方はいらっしゃいますか。 もしいらっしゃらないようであれば、事務局からの提案はあ りますでしょうか。
【事務局】	それでは事務局から提案させていただきます。 この計画策定部会に兼任いただく委員の方ですが、介護保険 運営協議会からは、高橋隆行委員、梶委員、安田委員を提案さ せていただきます。
【会 長】	ただいま事務局から提案がありました。 提案のとおり、本会からは、高橋委員、梶委員、安田委員 3 名を選任することでご異議ございませんか。
異議等なく、承認された。	
【会 長】	それでは 3 名の方に計画策定部会の委員として選任いたしま す。 よろしくお願いします。
3 議題（２）報告事項	
①指定地域密着型サービス事業所の指定について	
②介護保険施設の公募結果について	
資料 3 及び資料 4 について事務局が一括説明	
【事務局】	（資料 3） それでは、議題（２）報告事項①指定地域密着型サービス事 業所の指定について、ご説明させていただきます。 まず初めに、お手元の資料 3 をご覧ください。 表紙をお捲りいただき、2 ページ目になります。 1 番、申請内容です。 今回、指定を受けようとする申請者は、「株式会社リープ ス」代表取締役 大本 哲也（おおもと てつや）様」です。 事業所は「デイサービス太陽の家」で、事業所の所在地は、 海老名市上今泉六丁目 28-1 です。

国道246号線沿いで海老名市役所から車で15分ぐらいの座間市との境に位置しております。

指定を受けようとするサービス内容は、地域密着型通所介護、定員数は15人です。

事業開始予定日は令和7年6月1日で、指定の有効期間は令和13年5月31日までの6年間になります。

従業員の内容については（3）の表のとおりです。

続いて、2の人員基準及び設備の基準についてです。

次のページをご覧ください。上の表でございます。

今回の事業所が提供するサービスにおいては、管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員を配置しなければなりません、それぞれが配置されており、また、資格要件、配置しなければならない人数も満たしております。

次に（2）設備の基準とその状況についてご説明いたします。

下の表をご覧ください。

必要な設備は、機能訓練室、静養室、相談室、お手洗い、洗面設備です。

機能訓練室の基準は、3㎡に利用定員を乗じた面積以上となります。

定員は15名ですので45㎡以上が基準となり、こちらの事業所の機能訓練室は57㎡ございますので、基準を満たしております。

次に静養室です。利用者が静養するために必要な広さを確保するため、機能訓練室に併設して、すぐに休めるようベッドを設置いたします。

相談室です。事務所内にパーテーションを設置し、相談内容が漏れないような配慮ができるように準備しています。

お手洗い及び洗面設備は、お手洗い、洗面台をそれぞれ2台配置しております。

設備及び備品です。機能訓練で使用する設備や事務机、鍵のかかるキャビネット、コピー機など、運営に必要となる備品をそろえております。

今月の14日に、現地を確認しました際の写真が次のページになります。

事業所の指定につきましては、指定権者は海老名市長となりますが、介護保険法により市民から広く意見聴取を行うこととされており、海老名市では介護運営協議会をその意見聴取の場としております。指定にあたりご意見等がございましたらお聞かせいただければと思います。

(資料4)

続きまして、議題2 報告事項②「令和6年度高齢者施設事業者の選定結果について」です。

資料4をご覧ください。

表紙をお捲りいただき、2ページ目になります。

市では、介護保険事業計画に基づき、介護保険施設等の計画的な整備を進めております。第9期介護保険事業計画では、入所施設の「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」、「介護付有料老人ホーム」を、地域密着型サービスの「看護小規模多機能型居宅介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」の整備を予定しています。

3ページ目の公募についてです。

公募は、令和6年10月1日から11月29日にかけて行い、

公募内容及び応募者数は、「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」には、応募者なし、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」には、応募者なし、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」には、2事業者の応募がございました。

応募に対しましては、令和7年2月21日（金）に、海老名市介護保険施設等公募選定委員会を開催し、審議を行いました。

審議の結果、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」に、メディカル・ケア・サービス株式会社が、選考基準を満たす事業者であるとの結果から選定されました。

サービス提供の場所と時期になります。

場所は中野1丁目、中野公園のそばになります。

開設は令和8年3月を予定しております。

サービスの開始の前には、人員、設備などの指定基準を満たしていることを、市が赴いて確認いたします。

	4 その他になります。 「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」、「介護付有料老人ホーム」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」につきましては、必要整備数に達していないことから、令和7年度にも再度公募を行っております。 説明は以上となります。
【委 員】	介護老人福祉施設の応募がないという状況を伺いましたけれども、やはり今、建築費の高騰等で新しく大型の施設を建設してくれる業者の方も、非常に限られてしまっているというか、なかなか手を挙げてくださらない、ということだと思います。今、待機者は、どのくらいいらっしゃるのか、何か把握されていることがあれば、教えていただけますでしょうか。
【事務局】	今は資料がないため、後日、回答させていただければと思います。申し訳ございません。
【委 員】	介護保険制度は2000年に施行され、地方分権のトップバッターです。 ですから、海老名市でもっと独自政策を打つとか、今回デマンドというのが独自政策で出てきましたが、それをもっとやるとか、介護保険制度ですから、例えば加算をつけるとか、もっと独自の政策をすれば、呼び込めるものだと思います。 必要があって公募したのかもしれませんが、それがなければ、もっと独自の政策を考えていただければと思っております。 意見です。
【事務局】	応募につきましては、民間業者になりますので、土地の確保や収益の見込みなど、応募いただけない理由はそれぞれあるかとは思いますが。 今のところ、市独自での加算は、今の制度の中ではございませんので、今後の検討・研究の材料とさせていただければと思います。
【委 員】	特別養護老人ホームは、調整区域でも出来るのでしょうか。
【事務局】	はい、出来ます。
【委 員】	3 ページの相談室の遮へい物の設置は、カーテンでしょうか。
【事務局】	パーティションで声や、顔が見えないような配慮をするようなものになります。

【委 員】	普通、クリニックの相談室は、扉があるものですが、このような施設は、このような遮へい物で大丈夫なのでしょうか。
【事務局】	個室を設けていただくことが一番望ましい形だと思いますが、限られたスペースの中で運営していただくため認めています。
【委 員】	このお手洗いは、車椅子でも利用できるのでしょうか。
【事務局】	そのままご利用いただきます。
【委 員】	こういった指定の報告があるわけですが、今回9期計画で日常生活圏域を6つに分けましたので、日常圏域別にサービスの供給体制が出来ていることを、10期計画への宿題かもしれませんが、しっかりと日常圏域調査をしていただいて、今後の10期計画に生かしていただきたいと思います。
【委 員】	介護老人福祉施設についての応募がなかったことについて、工夫してくださるということでしたが、介護が進んでくると、夜中などの病院が閉まった後に、子供もそうですが、具合が悪くなったり、病院行くほどなのか判断がつかないときに、電話をして、定期巡回の看護師さんや先生に診ていただいたり、相談したりすると、とても心強いというか、すぐに来ていただけることも助かったという声を聞きますので、是非そういう点でも、施設が足りないと非常に、家族も困るというか、すごく苦しくなると思いますので、是非お願いしたいと思います。 現状、訪問ヘルパーさんや看護師さんが足りているのか心配です。状況を教えてください。
【委 員】	現状は足りていないですね。

【事務局】	本計画に基づいて、これから増やしていきたいと考えています。 公募に関しては、計画策定時の前段となる調査の中で、ニーズを拾って、計画を立てていますので、ニーズがあると認識しています。 ただ、応募いただける事業者の方がいるかいらないか、いなかった時にそれがなぜか。また、次期計画に向けてどうすれば応募があるのか、海老名市単独ではなく、広域で考えていくべき問題ではないのかという部分も含めて検討していきたいと思っています。
【委員】	介護老人福祉施設は、まだ100床足りないということですが、現場の実態で言いますと、海老名市の特養はだいぶ整備されています。 10年前には待機者300人という状況が、現在は待機者40～50人、そのうち即入所希望者は10名ほどです。 100床増やすという計画は、数字的な根拠があつてのことと思います。その根拠について、教えてください。
【委員】	実際に、申し込み件数はあるけど、すぐに入所する方は、それほど多くないというのが現状なのでしょうか。 結局それが、現状の、今の現場と計画の数字が乖離していると思っているのですが。
【委員】	先ほど申し上げたとおり、即入所希望者は10名程度だったりします。 待機者の数としては、50名程度というところがあります。これは別に、海老名市に限ったことではなくて、特養の整備というのはもう全国的にどんどん進んでいますから。 待機者の数は10年前と比べれば当然減っています。もちろん10年前は要介護1、2の方も入れまして、予想以上になったというところも当然ありますが、数としては大分減っています。 利用者数が増えていくと、満床を確保するというのは不安な部分もありますので、数字的な根拠があつて、増床計画があると思いますので、そのあたりを教えてくださいと思っています。

【委 員】	私の父もの独居老人で、介護しています。父に、老人ホーム入るかと聞くと、昔は入れていたんだけど、今は入れないと言っています。 先日、包括支援センターで確認した情報ですと、比較的に入れるというお話でした。 現状として、複数のところ申し込んでいるとか、一応申し込んでいるという人もいらっしゃるということでしょうか。
【委 員】	実態としては、複数の施設に申し込まれている方の方が多いと思います。
【事務局】	現在の特別養護老人ホームが10人待ちということでしたが、最近では、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅などの高齢者施設が色々出来てきています。 その中で、一旦はそちらに入るけれども、望んでいるのは、特別養護老人ホームを望んでいらっしゃるということだと、私どもは思っております。
【委 員】	そうですね。そういった方たちは、たくさんいらっしゃって、一旦その有料に入るけれども、意外と、今のところで落ち着いているからいいですとか、ユニット型の特養ですと、サ高住や、少し安めの有料老人ホームと、利用料がそれほど変わらなかったりすることもあります。 そういう方は、例えば、順番が来たけど、特養には移らないといった方もいらっしゃいますし、人によって様々だと思います。 ただ、待機者自体が減っているっていうことは事実です。 しかし、これから爆発的にまた人数が増えていくということであれば、当然、施設が必要になると思います。 後期高齢者の人数が、今後どのように増えていくのかが気になりました。
【事務局】	当時の資料が手元にございませんで、そういった根拠を今すぐお答えはできません。お調べして、またご連絡させていただきます。
【委 員】	これからが本番です。 これから後期、団塊の世代が後期高齢者になり、医療や介護などの色々なところで問題が出てきます。

	そういう意味では、数字の精査をしていくとか、本当のニーズが多様化している中で、これを使うのは結構難しい話かもしれませんが、10期計画の中で、しっかり把握できるようにして、計画を立てていただきたいと思います。
【委 員】	特養に応募ないということは、この海老名市以外の近隣市でも同じなのでしょうか。
【事務局】	おそらく、規模が大きいため、先程お話した土地の確保や、金銭的な問題は、海老名市だけの問題ではなく、近隣も同じような状況ではないかと思います。
【委 員】	医師会のことをお話ししますと、今200人から300人規模の病院がありますが、そういうところは、去年度は日本で321施設が廃業とされたり、他の事業をされています。 神奈川県も6施設が廃業しています。 廃業しないまでも、リハビリに特化した病院にするとか、そのようになっています。 その理由としては、200人300人の病院になると、施設が古くなってきていて、入りたい人は綺麗な病院や、新しい病院に入りたい。 病院側は、もちろん改築して、新設なりしたいけれども、コロナのせいで、人件費が1.5倍、材料費も1.5倍と、とてもとても改築できないそうです。 改築を出来ずに諦めた病院も結構あります。 これも国策の一つで、200人前後の中小病院は潰れてもいいという考えがあります。そうすれば、ちょっと大きな病院へ患者さんが行くということで、何をやっているのだろうと思います。
【委 員】	今、厚生労働省は、施設サービスに生産性向上を推し進めておりまして、スタッフの方たちも高齢化してきています。 何とか若い方を導入して、ICTが使えるようにと一生懸命、国は研修をされています。 介護ロボットの導入や、インカムをつけて、業者とのやりとりを記録に出せるとか、そういったところを兎に角作っていかないと、人がいないし、システムで排泄の状況を確認し、データを取って、それをモニターで見て、夜間何度も巡回しなくても済むように、システムでそれらをキャッチできるようにす

	る。そうすると、何度も夜間に排泄の介助をしなくても、排泄したタイミングで、スタッフが行くという形にしていこうと思うと、老朽化している古い病院だとか、施設はなかなか難しいということになります。 生産性向上の研修なり、ICTの導入を、国も都道府県も補助を出されておりますけども、そういったところに加算がついていくと、介護ロボットなどのICTを導入できるところは伸びていきますが、できないところは存続できません。 体格のいい方を特養にお入れしようとしても、それに見合うロボットがないのが実情です。 例えば、移動するためのリフトがなかったりすると、市内には導入している施設がなく、他の市町村でそういったものを導入している特養をご案内差し上げるという形で、市内の特養をご案内出来ない方もいらっしゃいました。 あとやはり、65歳以上のご家族でも就労されている方が多く、いかにご家族の仕事を辞めさせないように、ケアマネジャーはどこにお繋ぎするか、ということに至難しています。 最初はサービス付き高齢者住宅でお願いをしても、認知度が重くなってくると、他の部屋に行ってしまうとか、他の利用者さんとトラブル起こされて、特養にお願いするといったことになります。 おそらく、この計画を立てた時のアンケートは、今の現場と内容がかなり変わってきているかと思いますので、今度の計画を立てるときには、現場のケアマネジャーあるいは、働いていらっしゃる皆さんへのアンケートを実施していただきたいと思います。 よろしくお願いします。
【委 員】	私の知っている人では、希望があれば週4日から5日は看護師として働くことができるそうですが、子供がいると週1日か2日のアルバイトしかできないと聞いています。 そのような仕事したい意欲のある方をどのように引き上げるのかということも大事です。
【委 員】	海老名市内の訪問看護の事業者では、看護師さんがとても増えています。

	おそらく、去年の今頃と今年については、訪問看護ステーションが大変増えています、訪問介護の事業所は全く増えていません。 報酬の出方によって人が流れるのですね。 要は病院に看護師さんが行かれるときは、病院の方が報酬が良く、そうでない時は在宅に行く。求人を出していても、かなり変わってくるという印象です。
【委 員】	今は看護師さんも新卒で、訪問看護に行かれて、普通のクリニックへ来てくれません。 そのように働く看護師さんは、全国で160万人いるらしいです。ですが、その中の20%から30%ぐらいしか、実際働いてもらえていないと思います。 子供がいたら、どうしても4、5年は空白になります。 そうすると、医療の世界も進んでいますから、追いつけずに、結局は、別のアルバイトの仕事をしてしまう方もいらっしゃいます。 そういったことをどうにかしていければ、少しは楽になるのではないかと思います。
③地域包括支援センター活動状況について	
資料5について事務局が説明	
【事務局】	(資料5) 1 ページ目の1 地域の高齢者の相談窓口について、でございます。 本市では、地域の高齢者に関する相談窓口として、6 か所の担当地区ごとに分かれた地域包括支援センターと、担当地域を持たず、地域包括支援センターの統括や、後方支援を行う基幹型地域包括支援センターの合計7 か所を設置しております。 地域包括支援センターには、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員など、専門資格を有する職員が勤務しており、各機関との連携を図りながら、支援を行っています。 次に1 ページ目の下段から2 ページ目をご覧ください。 2 地域包括支援センターの業務についてです。 地域包括支援センターは、高齢者が地域で可能な限り自立し、安心して生活ができるように、介護予防ケアマネジメント

事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的継続的ケアマネジメント支援事業の4つの業務を担っています。

2 ページ目に事業内容、相談区分内容の詳細を載せてありますので、後ほど、ご確認ください。

次に3 ページ目をご覧ください。

3 地域包括支援センターの活動状況についてです。

令和6年度における地域包括支援センターの活動実績は、表のとおりです。実、延べともに、利用者数は昨年度よりも増加しており、延べ相談件数は昨年度に比べ1,282件多い、51,542件となっております。相談内容の内訳としては、延べ相談件数の8割以上を介護に関するものが占め、44,136件となっております。対応別の内訳としては、電話が35,919件と多く、訪問も10,638件となっております。

また、4 ページから5 ページには、各地域包括支援センターの地域活動について載せております。地域活動から分かるように、日々の相談業務のほか、地域のサロンや民生委員・児童委員の会合、地域で開催される活動に出向き、情報交換や地域のネットワークの構築を実施しております。活動内容の詳細については、後ほどご確認ください。

次に6 ページ目をご覧ください。

4 研修・講座等についてです。

認知症サポーター養成講座や介護者教室などは、地域包括支援センターの職員が講師となり、実施しました。

また、キャラバンメイト養成講座や認知症地域支援推進員研修などに参加し、知識・技術の向上に努めております。

続きまして、5 地域包括支援センターの人員体制、及び6 地域包括支援センターの専門職の不足について、ご説明させていただきます。

令和6年度から地域包括支援センターの人員体制を1センターあたり5名とするように、職員の配置基準を変更いたしました。

しかし、慢性的な介護人材不足などもあり、令和7年5月1日現在、2か所の地域包括支援センターにおいて、保健師の欠員が生じております。

	地域包括支援センターの人員確保の問題など、課題はありますが、引き続き、基幹型地域包括支援センターによる後方支援や、生活支援体制整備事業等との連携、委託仕様の見直し等を行い、包括支援センターの業務負担の軽減を図るように、対応を検討してまいりたいと思います。 続きまして、7地域包括支援センター運営方針についてです。 令和7年度、地域包括支援センター運営方針については、8ページから12ページのとおりです。 今年度の重点項目として、介護支援専門員に対する支援・指導について、地域包括支援センターの広報について、包括的支援事業、実施機関等との連携強化について、家族介護者支援について、の4つをあげて取り組んでいきたいと考えます。 最後に参考、介護予防ケアマネジメントの委託状況についてと、もう一つの参考、地域包括支援センター事業評価についてです。お時間の関係上、内容につきましては、後ほどご高覧賜りますように、お願い申し上げます。 以上、簡単ではございますが、地域包括支援センターの活動状況について、説明を終わります。
【委員】	昨年の令和5年などは、数字が非常に少なく、虐待事案も半分に減っているということを指摘しておりました。 3か年載せていただき、こちらの方が、推移がよくわかりますので、対応ありがとうございます。 今回、運営方針と評価が出されていますが、海老名市には包括運営協議会が設置されていません。 代わりに介護保険運営協議会がその役割を担うことになっていますので、本来であれば、包括支援センターの活動状況をPDCAでチェックし、そのうえで評価し、運営方針を作る形だと思います。 ここで、組織を見直し、部会を作ることであれば、是非、包括部会の設置を要望いたします。
【事務局】	包括部会化も含めて検討したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
【委員】	この相談については、インターネットやLINEなどのITを利用すれば、訪問せずともiPadで面談することも可能ですし、移動

	に要する時間を他のことに充てられますで、そういった手段をもっと使うべきだと思いますが、そのような取り組みはされていますか。
【事務局】	インターネット等による相談については、確認してお答えさせていただきます。
【委 員】	ITの活用について、是非、早急をお願いいたします。
【委 員】	虐待の件数について、被害者本人からの連絡・相談の件数が分かれば、教えてください。
【事務局】	虐待されているご本人からの訴えが何件あったかについては、後ほどお答えします。
④保健福祉事業の実施状況について	
資料 6 について事務局が説明	
【事務局】	(資料 6) えび〜くる海老名市デマンド型交通高齢者外出支援事業につきましては、令和 7 年 5 月末までを実証運行期間としているところでございますが、一部運行内容を見直しまして、さらなる検証を行うため、実証運行期間を延長することとなりましたので、この場をお借りしてご説明させていただきます。 まず 1 点目が実証実験の状況及び利用者の要望について、でございます。 2 点目が実証運行期間の延長及び運行内容の一部見直しでございます。 スライドの 3 枚目をご覧ください。 令和 7 年 4 月末までの実証実験の状況でございます。 左側の棒グラフにつきましては、利用登録をいただいた申込者の推移でございますが、4 月末現在で 1,592 名の方がご登録いただいている状況でございます。直近 4 ヶ月の状況見ますと、大体月平均で 70 名ほど増加している状況となっております。 右側上段の棒グラフでございます。 延べ利用者数につきましては、年末年始 900 人台となりましたが、その後は増加し、4 月は過去最多の 1,122 人の方にご利用いただいております。

下の折れ線グラフの1日あたりの利用者数の推移につきましても、次第に増えている状況でございます、4月は1日あたり51名のご利用がございました。

いずれのグラフにつきましても、12月や1月は、ご利用が少ない状況でございますが、これは年末年始であったことや、寒さのために外出自体が減ったことが推察されます。

なお、これまで最も利用が多い日は1日あたり71人ご利用された日がございました。

これは2月に1日ございました。

またこれまでの延べ利用人数は、8,993人となっております。

スライドの4枚目、ご覧ください。

左側の地図が地域別の傾向となっております。

それぞれの地区ごとに3つの数字を記載しております。

地区名の横に記載している人数が、その地区で利用登録していただいている方の数となっております、その下、中段の太い括弧の数字は、その地域ごとの登録者数に対して、1回でも利用したことのある方の割合、利用率となっております。

また一番下の括弧内の数字につきましては、その地区における65歳以上の方のうち、どれだけの方が利用登録していただいているかの割合となっております。

上段の数字で見ますと、利用登録者数になりますが、赤色で塗っている地区、上今泉の地区になりますが、こちらが最も多い地域でございます。

中段の数字、登録者数に対する利用率ですが、市内全域の平均利用率は50.9%となっておりますが、登録者が比較的多い地域、赤、水色の部分になりますが、利用率が平均以上のところは、東柏ヶ谷の地区、国分北、中部の中新田や国分寺台の辺りとなっております。

また一番下の数字65歳以上の方に占める登録者数の割合は、やはり高齢化率が最も高いと言われる、さつき町となっております。

この資料の右側は、これまでの実証運行における利用の傾向となっております。

順番にご説明させていただきます。

1 つ目ですが、利用者は 80 歳代が最も多い傾向にございます。

これは、免許返納を行う時期が 70 代後半あたりで多いことから、この辺りの年代の登録が多くなっているものと推察されます。

2 つ目の目的地につきましては、病院が最も多い状況となっております。次いで商業施設、また駅周辺となっております。

特に海老名総合病院へのご利用が最も多くなっておりまして、全体の利用の約 4 割となっております。

3 つ目ですが、時間体別の利用状況でございます。

こちらは午前 8 時から 10 時台に病院の利用、10 時台から、商業施設に行く方が多くなってきてまして、午前中に移動される傾向が多いことが分かります。

また、帰りは午前 11 時台から午後 3 時台での利用が多くなっておりまして、午後 4 時とか 5 時ぐらいになると、利用が少なくなってくる状況でございます。

4 つ目の曜日別で見ますと、金曜日の利用が最も多くなっております。これはおそらく土日の休診が病院の方で多いため、前日に利用される方が集中していると推察されます。

5 つ目ですが、今回、祝日と年末年始も運行を実施しましたが、平日の利用と比べますと祝日は 3 分の 1 以下、また年末年始は 5 分の 1 以下と、利用自体が際立って少ない状況となりました。

続いて⑤は利用者アンケートの結果でございますが、昨年の 8 月から 9 月にかけて、利用登録されている方に対してアンケート調査を行って参りました。

左側の円グラフでございますが、こちらは事業の満足度について調査したもので、78%の方がご満足いただいていると、一方で 22%の方は、それ以外の結果となっている状況です。

また右側の円グラフでございますが、日々の問い合わせやアンケートの中の要望から特に多かったものが、乗降場所関係の要望、次いで、土日運行の要望を次いで、付き添い人の同乗となっております。

乗降場所の要望が多いのは、追加の乗降ポイントの希望ですとか、現在の乗降位置への不満等が主にあります。利用者ごとに行きたい場所のニーズが様々ありまして件数が多くなっているという状況がございますので、今後の利用者アンケート等でニーズをさらに掘り下げていきたいと考えております。

5枚目のスライドでございます。

6月以降の実証運行期間の延長と運行内容の一部見直しについて説明させていただきます。

先ほどの実証運行の状況や利用者からの要望等を踏まえまして、事業を一部見直した上で引き続き検証を行いたいため、10月31日まで実証運行期間を延長することといたしました。

見直しの内容ですが、まず新たに土曜日を運行いたします。

なお土曜日につきましては運行台数を平日の半分、まずは2台から実施していきたいと考えております。

乗車可能時間については、夕方の時間体の利用が少ないことから、終了時間を16時30分まで、今までから30分短縮いたします。

また、2人以上のご乗車についてですが、病院での手続きや、買い物の時の支援のために、付き添い人を一緒に乗せたいという要望がございましたので、利用登録者でなくても、付き添い人として同乗することを可能といたします。ただ、今回につきましては、要介護・要支援の認定を受けている利用登録者に限りまして、その登録者以外に付き添い人1名まで、同乗することができるものといたします。

なお、そういった利用の希望者の方には、付き添い人の同乗ができる、利用登録者かどうかを確認するための付き添い人カードというものを別途交付していく予定でございます。

また、付き添い人が同乗する際は、別途1乗車500円をいただく予定でございます。

表の一番下、欄外の部分になりますが、6月から7月にかけて、利用者アンケート調査を行いたいと考えております。

このアンケート調査の結果や今後の実証運行の利用状況を踏まえまして、11月以降の運行につきまして検討していきたいと考えております。

	以上、今後とも本事業にご理解ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
【委 員】	南部で利用が少ない理由について、どのように考えられているか教えていただけますか。
【事務局】	きちんとしたデータがないため、恐らくですが、南部の方は、もともと自動車の利用をされる方が多い傾向がございますので、その辺りが影響していると思います。 このえび〜くるの事業は、介護などの一定の要件を持つ方で、なお且つ、運転免許証を持ってない方が対象となっておりますので、登録自体も少ないと思っております。 そのように推察しています。
【委 員】	運転免許証の返納があった場合には、大変ニーズがあるとは思いますが。 10月31日までの延長ということですが、本格運用するための達成目標、またその見通しについてはいかがでしょうか。
【事務局】	本格運用の基準は、まだ定めがありません。 現在は、利用される方が伸びている状況ですので、基本的には11月以降も、事業を継続したいという考えを持っています。 今後の利用状況を見定めながら検討していきます。
【委 員】	利用状況の人数が少ないと、取り止めになることはないのですか。
【事務局】	今の状況では、そのような考えは持っておりません。 多くの方にご利用いただきたいと思います、始めている事業ですので、今後も周知を徹底して、利用登録者を増やしていきたいと考えています。
【委 員】	この保健福祉事業は、海老名市独自の施策を打てるところで、海老名市の強みであり、海老名市のPRにもなると思います。 他市でもデマンド事業を実施しているところがありますが、緑ナンバー関係の事業者がたくさんいる中に、なぜこの事業を実施するのか、民業圧迫になりますし、なかなか上手くいかない難しい事業であると承知しています。 デマンド利用は、原則として、一人で乗降できることでしたが、ここで追加された介助者については、出先の買い物等での介助者ということを理解しました。

	タクシードライバーなどからすると、介助は出来ないため、民業では難しいということだと思います また、デマンド事業について回覧板が回ってきましたが、この事業が介護保険事業であることが書かれていませんでした。 介護保険の保険料で行う事業になりますので、事業規模が大きくなると、介護保険料が上がっていくというのが原則の考え方です。 一般財源の投入と基金の取り崩しになるため、長期的な面をしっかりと確認しなければ、諸刃の剣となる事業だと思っています。
【委 員】	例えば、他県や他市から親を介護に来た人などの利用制限はありますか。
【事務局】	今回新たに導入する付添人につきましては、要介護・要支援の方に対して、お1人、どなたでも付き添いできるという制度になります。 付添人に関する制限や届出もありません。また、無記名の付添人カードを発行しますので、ご利用時に付き添いされる方にお渡しいただいて、一緒に乗っていただければ結構でございます。 介護保険制度上の制約はご確認いただく必要がありますが、付添人の定義だけで言いますとホームヘルパーも付添可能です。
【委 員】	あくまでもこれは、要支援事業として当初成立したもので、事業を実施していくうちに、色々な意見が出てくることは、当然のことと思います。 これを事業として運営するため、6月・7月にアンケートをされるというお話でしたら、是非そういった声も取り入れながら、要介護事業としての視点や、もちろん介護タクシーについてもアンケート項目の中に入れていただくと良いと思います。 色々なものが移動手段としてあることは確かで、この事業を外出支援だけでなく、いろいろな自立に対してのものとなるよう、アンケートの意見がより良い事業につながると良いと思います。

【委 員】	移動支援サービスは大変ニーズがあり、現在、海老名市ではNPO 法人の” どり～む” というところが、通院などの付添と移動支援のサービスを提供されています。 お一人では、移動が難しく、通院の付き添いも施設職員が同行することが人手の問題から難しく、ご家族もいらっしゃらないといったケースの方が増えており、” どり～む” のサービスは大変、重宝しています。 ” どり～む” も人手、金銭面の問題から対応しきれないケースもあるといったことを伺っていますので、移動サービス、プラス付添サービスについて、行政でも何かしていただければ、大変有難いと思います。
【委 員】	介護保険の中にも、移動支援サービスはありますが、非常に難しいです。 家の入口から車に乗せることまでは出来るが、同乗はできない。また、通院などで病院に到着後は、病院側の管理になるため、その付き添いもできない。 介護保険制度の中では、非常に制約のあるサービスですが、えび～くるでは、ホームヘルパーも利用できるということによりよいですね。 ですから、地域包括ケア推進課と介護保険課との違いで、付添については算定ができないという問題が出てくることになります。
【委 員】	それについては、ヘルパー事業所が介護給付部分を算定する必要があります。 例えば、タクシーでの移動中や病院到着後から院内の付添も算定できません。 大変、ややこしい制度です。
【委 員】	” どり～む” は、そういったサービスを提供しているので、大変使い勝手が良いです。
【委 員】	昨年のケアマネ連絡会でも、“おでしえ” という NPO 法人が新たに立ち上がったとお知らせいただきました。 大変、ニーズがあるのですね。
【委 員】	そういった NPO 法人の費用はどこから出るのでしょうか。
【委 員】	利用者の方からの会費（1,000 円ほど）で、車代や人件費を賄われています。

【委 員】	ご家族として大変な思いをした経験から、そのようなサービスを行われてらっしゃるんだと思います。
【委 員】	だからこそ NPO なんでしょうね。
【委 員】	NPO の支援は福祉政策課が担当されているのですか。
【事務局】	福祉有償運送事業者や互助活動で移動支援をされている地域に支援をしております。
【委 員】	利用者の方から、歩行器の容認について要望がありましたが、歩行器を利用している、えび〜くるは利用できるのでしょうか。
【事務局】	現時点では、折り畳んで、足元に置いていただければ、ご利用いただけます。
【委 員】	YouBus に関する質問です。 色々な方から、利用しようとしても乗れない、という意見が非常に多くあります。
【事務局】	YouBus 事業については、まちづくり部が現在所管しています。 交通政策と福祉政策も合わせた形で展開している事業です。乗りこぼし（利用者定員が満員時に、乗車ができない状態のこと）のお話も伺っています。また、それがどのくらいあるかについても、所管では把握しています。 現在、所管課でも、その対策をどうしていくのか。ただ、無暗に便数を増やすというのも、経費の問題も当然ありますので、難しいところがございます。 現在は、便数や運行時間を変えるといった検討をしております。 YouBus 事業にかかる公費は、事業費の多くを占めていますので、長期的な視点の中で、今後も維持できる交通体系として、こういったものを海老名市が提供できるかを考えなければなりません。 えび〜くると YouBus 事業は、所管が保健福祉部とまちづくり部に分かれていますが、縦割りの考えは持っておりませんので、海老名市として今後どうしていかなければいけないのか、思案してまいります。

【委 員】	交通部会では、交通事業者等との協議の中で、運賃設定や事業の妥当性について確認されたものと思いますが、えび〜くるについては、どのような意見がありましたか。
【事務局】	特段、反対意見もいただいております。 実証運行ですので、様子を見ていただいていると認識しています。
【委 員】	定期的にアンケート等の情報を得て、またお話していければと思います。
4 その他	
【事務局】	委員の皆様から、全体を通して何かございますでしょうか。
【事務局】	事務局からのお願いがございます。 今回、紙資料を送らせていただいた方につきましては、会議資料の送付や会議の出欠連絡等を効率化するために、電子メールアドレスを教えていただければと思います。 ご協力いただける方は、後ほど、事務局にご連絡先をお教えください。
5 閉会	
【副会長】	本日は、長時間にわたり、慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。 本日の介護保険運営協議会では、介護保険運営協議会のあり方やデマンド型交通事業の「えび〜くる」について説明がありました。 来るべき高齢化社会を見据え、誰もが安心して介護を受けられる社会への一歩となるため、介護保険運営協議会も変化が求められると思います。 今年度は、第10期の計画策定に向けて、動きのある1年となります。 コンサル業者によるデータ分析などの新たな取り組みがされる中で、この計画をどのように進化させていくべきかという視点で、引き続き、議論を重ねてまいりたいと考えております。 最後になりますが、海老名市介護保険運営協議会の運営に携わる皆様のご協力に心より感謝申し上げます。 それでは、本日の会議を終わりたいと思います。お疲れ様でした。

次期計画策定に向けた協議会のあり方について

①【課題】 議題・議論の重複化

⇒ **【解決案】 介護保険運営協議会の部会化**

介護保険運営協議会の下部機関として部会（計画策定部会）を設置し、弾力的かつ、機動的な運営を図ることで、課題を解決したいものです。

【メリット】

- ・ 計画内容を部会員が報告することで、議論の重複化を軽減できる。
- ・ 前期計画の「進行管理・評価」、次期計画の「策定」を一連で実施できる。
- ・ 保険料の「諮問・答申」が策定機関外で行える。
- ・ 第 10 期から対応可能
- ・ 事業者指定など、必要に応じて部会を設置でき、弾力的かつ、機動的な運営が望める。
- ・ 介護保険運営協議会の会議時間の短縮

【体制イメージ】



【例規整備】

- ・ 介護保険運営協議会条例の一部改正
- ・ 部会設置要綱の制定
- ・ 計画策定委員会設置要綱の廃止

②【課題】 高齢者保健福祉計画の進行管理・評価

⇒ **【解決案】 介護保険運営協議会による進行状況の管理及び評価**

計画策定後に「計画策定委員会」が解散するため、高齢者保健福祉計画を管理・評価する機関がないことから、「介護保険運営協議会」で同計画の進行管理・評価を行うことで課題を解決したいものです。

そのため、海老名市介護保険運営協議会条例を一部改正し、「高齢者保健福祉計画の進行状況の管理及び評価」を所掌事務に追加したいものです。

【例規整備】

- ・ 介護保険運営協議会条例の一部改正

PDCA が行われ「高齢者保健福祉計画」の現状が是正される。

③【課題】 2040 年問題を見据えた計画策定

⇒ **【解決案】 計画策定業務の外部委託化**

来るべき高齢化社会を見据え、地域のニーズにあった専門性の高い計画策定が求められることから、計画策定業務を外部委託化（プロポーザル方式による業者選定）することで課題を解決します。

海老名市介護保険運営協議会条例の一部改正について

令和7年第2回定例会に改正案を上程予定

改正案の概要は、以下のとおりで、課題解決に向けた内容となっています。

1 第3条（所掌事項）

新	旧
(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画その他高齢者福祉に関する計画の策定に関する事項	(新設)
(3) <u>前号に規定する計画</u> の進行状況の管理及び評価	(2) <u>介護保険事業計画</u> の進行状況の管理及び評価



所掌事務を追加することで、一体的に策定する計画を位置付け、課題であった高齢者保健福祉計画の進行状況の管理及び評価を行うことを可能とする。

2 第6条（臨時委員）

新	旧
第4条に規定する委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、運営協議会に臨時委員を置くことができる。	(新設)
2 臨時委員は、市長が委嘱する。	(新設)
3 臨時委員は、前条第1項の規定にかかわらず、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。	(新設)



現行の委員や選出団体等以外の者に対して、部会等への参加を求めたいため、臨時委員の設置を可能とする。

3 第10条（部会）

新	旧
第10条 運営協議会は、第3条各号に掲げる所掌事項の審議のために必要があると認めるときは、 部会 を置くことができる。	(新設)
2 前項の部会の運営に関し必要な事項は、 運営協議会が別に定める。	(新設)



運営協議会の審議により、下部機関として位置付ける部会の設置を可能とする。



計画策定部会構成（案）

	選出団体等	
1	介護保険運営協議会委員	
2	介護保険運営協議会委員	
3	介護保険運営協議会委員	
4	海老名市医師会	団体推薦
5	民生委員	団体推薦
6	家族会（認知症関係）	団体推薦
7	海老名市社会福祉協議会	団体推薦
8	生活支援コーディネーター	団体推薦
9	地域包括支援センター	団体推薦
10	介護認定審査会	団体推薦

4 その他、部会運営に係る会議の開催等に関すること及び条項の繰り下げ等

介護保険運営協議会部会設置規約（案）

（設 置）

第1条 この規約は、海老名市介護保険運営協議会条例（平成12年3月29日条例第15号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定に基づき、条例第3条各号に関する集中的な専門事項の調査審議（以下「集中審議」という。）のため、介護保険運営協議会部会（以下「部会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 部会は、条例第4条の規定に基づく委員及び条例第6条の規定に基づく臨時委員から海老名市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）での審議による若干名で組織する。

（部会長等）

第3条 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により定める。

2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（運営）

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会は、原則公開とする。ただし、海老名市情報公開条例（平成14年10月2日条例第32号）第7条各号に該当すると認められる情報を含む事項を調査審議する場合であって、会議を公開しないことを出席委員の過半数をもって決定したときは、この限りではない。

4 部会長が必要と認めるときは、部会委員以外の者の部会への出席を求め、助言を受けることができる。また、部会委員以外の者をオブザーバーとして部会に参加させることができる。

（審議会への報告）

第5条 部会長又は副部会長は、部会の調査審議結果を運営協議会に報告する。

（廃止）

第6条 部会は、次の一に該当した場合、廃止するものとする。

（1）集中審議事項の調査審議が終了したとき。

（2）運営協議会で部会廃止の決議がなされたとき。

（施行の細目）

第7条 この規約で定めるもののほか、専門部会の運営その他必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この規約は、令和7年 月 日から施行する。

平成12年3月29日
条例第15号

海老名市介護保険運営協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、海老名市介護保険運営協議会の設置、組織、運営等に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 介護保険に関する事項について調査審議するため、海老名市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問事項の審議及び答申
- (2) 介護保険事業計画の進行状況の管理及び評価
- (3) 介護保険事業に係る調査及び研究
- (4) 介護保険事業に係る建議
- (5) 地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項

(委員)

第4条 運営協議会の委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第5章に規定する介護支援専門員並びに事業者及び施設の関係者
- (3) 保健、医療及び福祉関係者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第6条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 副会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 運営協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 運営協議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 運営協議会は、必要があると認めるときは、関係者の意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、運営協議会の運営に必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第16号）

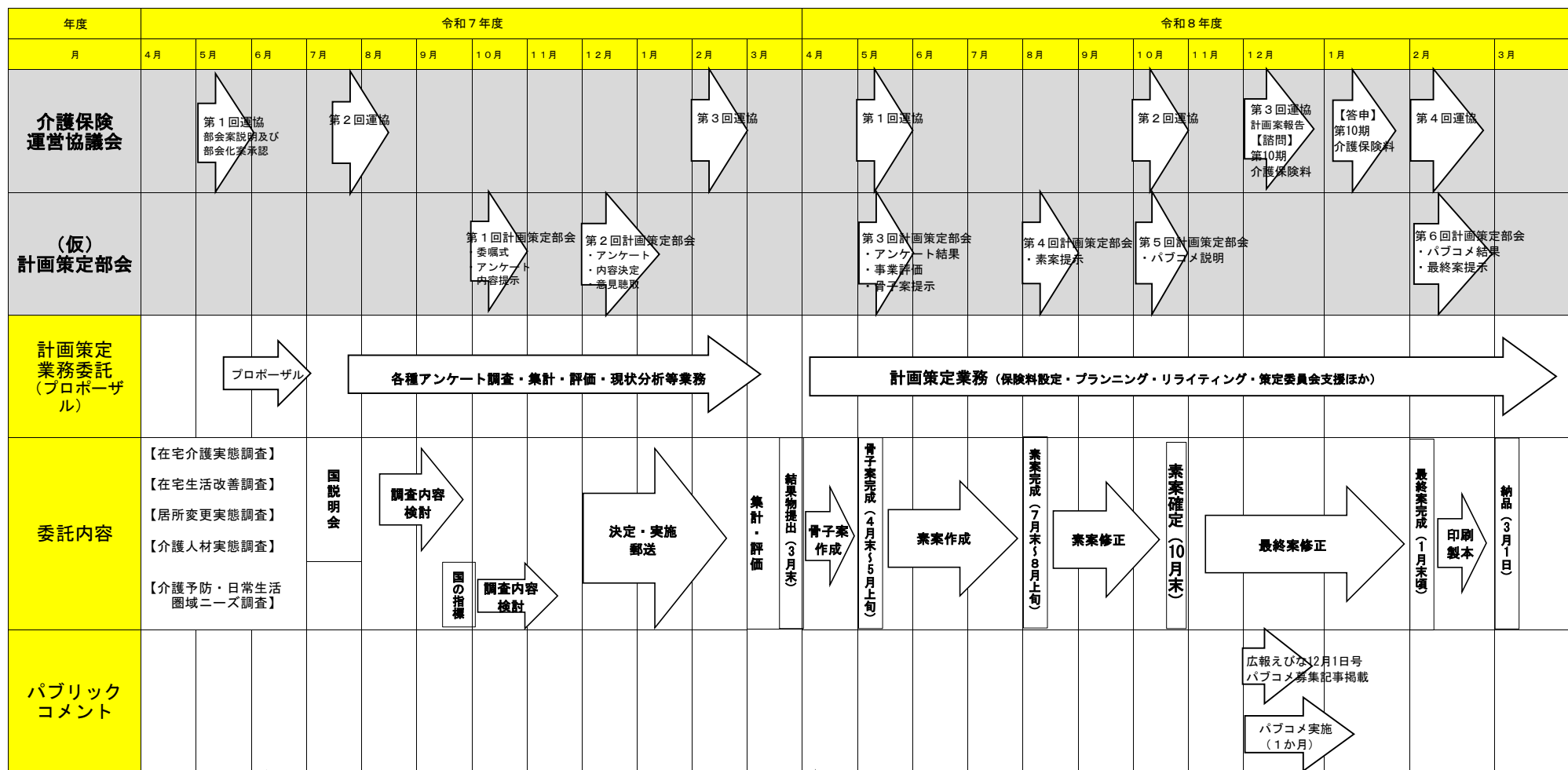
この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月22日条例第44号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第10期えびな高齢者プラン21 策定スケジュール（案）



指定地域密着型サービス事業所の指定について
～地域密着型通所介護～



令和 7 年 5 月
海老名市介護保険運営協議会

次の事業者から新規指定申請がありましたので、介護保険運営協議会のご意見をお聞きします。

介護保険法 78 条の 2 第 1 項及び第 7 項

1 地域密着型サービス事業者の指定申請内容

(1) 申請者

- ① 名 称 株式会社リープス
- ② 所在地 相模原市中央区富士見 6 - 1 4 - 1 5
- ③ 代表者 代表取締役 大本 哲也

(2) 事業所の内容

- ① 名 称 デイサービス太陽の家
- ② 所在地 海老名市上今泉六丁目 2 8 - 1
- ③ サービス種類 地域密着型通所介護
定員 1 5 人
- ④ 指定年月日 令和 7 年 6 月 1 日 予定

(3) 従業者の内容

従業者 の職種 ・員数	管理者		生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練 指導員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤		1	1		1	1	2	1	1	1
非常勤			1				2			

2 地域密着型通所介護の人員基準・設備基準等

(1) 人員等に関する基準

海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例施行規則第 5 6 条の 2 及び第 5 6 条の 3

職種	資格要件及び人員	配置状況等	
管理者	常勤	介護職員と兼務	1
生活相談員	介護福祉士等 1人以上	常勤	1
		非常勤	1
看護職員	看護師又は准看護師 1人以上	常勤 内1名は機能訓練指導員と兼務	2
介護職員	単位ごとに常時 1人以上	常勤 内1名は管理者と兼務	3
		非常勤	2
機能訓練指導員	看護師等1人以上	常勤 内1名は看護職員と兼務	2

(2) 設備等に関する基準

海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例施行規則第56条の4

項目	基準等	設備の状況等
機能訓練室	3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上	基準を満たしている
静養室	利用者が静養するために必要となる広さ	個室を設置
相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	基準を満たしている
便所及び洗面設備	指定地域密着型通所介護の事業の用に供するもの	同一フロア内に設置
設備及び備品	サービス提供に必要な設備及び備品	基準を満たしている

3 現地写真



【外観】



【機能訓練室】



【便所】



【浴室】



【事務所】



【鍵付きキャビネット】

令和 6 年度 高齢者施設事業者の選定結果について
～認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を選定～



令和 7 年 5 月
海老名市介護保険運営協議会

市では、介護保険事業計画に基づき、介護保険施設等の計画的な整備を進めております。第9期介護保険事業計画では、入所施設の「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」、「介護付有料老人ホーム」を、地域密着型サービスの「看護小規模多機能型居宅介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」の整備を予定しています。

【入所施設の整備・充実】

整備目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	633 床	733 床	733 床
介護老人保健施設	185 床	185 床	185 床
介護付有料老人ホーム	640 床	640 床	740 床

【地域密着型サービスの整備・充実】

整備目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
看護小規模多機能型 居宅介護	(短期入所) 9 人 (通所) 29 人	(短期入所) 9 人 (通所) 29 人	(短期入所) 9 人 (通所) 29 人
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	12 人	12 人	12 人
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	144 床	162 床	162 床

そのうち、「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」の事業者を募集し、応募事業者に対する審査・選定を行った結果、次のとおりとなりました。

選定された事業所による施設整備終了後、人員・設備などの指定基準を満たしていることを確認した後に介護サービスの提供が開始されます。

1 公募期間

令和 6 年 1 0 月 1 日から 1 1 月 2 9 日まで

2 公募内容及び応募者数

サービス種類	募集内容	応募者数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1 施設（100 床及びショートステイ 10 床以上）	応募なし
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 施設	応募なし
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1 施設（1 ユニット 9 名定員×2）	2 事業者

3 選定事業者

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】

法人名	法人所在地
メディカル・ケア・サービス株式会社	さいたま市中央区新都心 11 番 2 ランド・アクシス・タワー 29 階
整備予定地	
海老名市中野一丁目 347 番 2、359 番 1 の一部	

4 その他

「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」、「介護付有料老人ホーム」及び「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」につきましては、必要整備数に達していないため、令和 7 年度中に再度募集を行う予定です。

令和 6 年度地域包括支援センターの活動状況について（報告事項）

1 地域の高齢者の相談窓口

地域包括支援センターは、地域の相談窓口として、高齢者やその家族など地域に暮らす人たちの悩みや問題に対応しています。市内には**6箇所**の地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センターがあります。

地域包括支援センターには、**社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員**等の専門資格を有する職員が勤務しており、関係機関と連携を図りながら高齢者やその家族、地域の介護支援専門員等の支援を行っています。

日常生活圏域	地域包括支援センター	担当地域
第 1 圏域	海老名北地域包括支援センター 上今泉 4-8-28 えびな北高齢者施設内	上郷 上今泉 下今泉 扇町 泉 めぐみ町
第 2 圏域	海老名東地域包括支援センター 東柏ヶ谷 3-5-1 ウエルストーン相模野 102 号	柏ヶ谷 東柏ヶ谷 望地
第 3 圏域	海老名中央地域包括支援センター 海老名市中央一丁目 18 番 33 号 エクシードカネコ 1 階	勝瀬 中央 国分南 国分北
第 4 圏域	さつき町地域包括支援センター さつき町 41 海老名市医療センター内	中新田 さつき町 河原口 社家
第 5 圏域	国分寺台地域包括支援センター 浜田町 25-14 フジビル 1F	大谷 国分寺台 浜田町 大谷南 大谷北
第 6 圏域	海老名南地域包括支援センター 杉久保南 3-31-6 えびな南高齢者施設内	中河内 中野 今里 上河内 本郷 門沢橋 杉久保南 杉久保北
	海老名市基幹型地域包括支援センター 勝瀬 175-1 海老名市役所内	市内全域

2 地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、**①介護予防ケアマネジメント事業 ②総合相談・支援事業 ③権利擁護事業 ④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業**の 4 つの事業を地域において一体的に実施する役割を担っています。事業内容及び相談区分ごとの内容は次のとおりです。

〈事業内容〉

事業	内容
介護予防ケアマネジメント (介護や健康のこと)	要支援者等から依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境やその他の状況に応じたサービス（訪問、通所、その他）が提供されるよう必要な援助を行う事業。 ○ケアプランの作成等
総合相談・支援 (さまざまな相談)	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるように、地域のネットワーク構築、高齢者の心身の状況・生活の実態・必要な支援を把握し相談を受け、サービス等の利用に繋げる事業。
権利擁護	権利侵害を受けている又は受ける可能性が高いと思われる高齢者が地域で安心して尊厳のある生活を送ることができるように、権利侵害の予防や対応を行う事業。 ○消費者被害の防止 ○高齢者虐待の予防及び対応
包括的・継続的 ケアマネジメント支援	地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じたケアマネジメントができるよう地域の基盤を整えとともに、介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援を行う事業。 ○困難事例への助言 ○個別相談

〈相談区分別内容〉

相談区分	相談種類	内容
介護に関すること	介護保険サービスの利用	介護保険の利用方法、施設入所の相談等 介護サービスに関する相談
	介護保険以外の相談	介護保険以外の公的、民間、ボランティア等サービスに関する相談
	その他の介護に関する相談	介護に関する相談で分類できないもの
	家族介護者に関する相談	介護離職防止を含む家族介護者に関する相談
権利擁護	権利擁護	成年後見制度、消費者被害の利用相談
	高齢者虐待	老人福祉施設への措置相談含む
	その他権利擁護	困難事例等その他権利擁護に関する事項
医療に関すること		医療に関する相談
認知症に関すること		認知症に関する相談
その他		区分できない相談

3 地域包括支援センターの活動状況

令和6年度の地域包括支援センターの活動実績は、実利用者数が6,978人（前年度6,517人）、延利用者数が36,743人（前年度35,748人）、**延相談件数が51,542件**（前年度50,260件）となっています。

相談内訳としては、**介護保険やその他サービス等介護に関するものが44,136件**（前年度43,680件）、権利擁護に関するものが1,540件（前年度1,182件）、医療に関するものが2,824件（前年度2,428件）、認知症に関するものが1,082件（前年度1,217件）、その他のことが1,960件（前年度1,753件）となっています。

〈地域包括支援センター相談件数等〉

（件数）

	区分		R 4	R 5	R 6
利用実績	実利用者数		7, 172	6, 517	6, 978
	延利用者数		34, 090	35, 748	36, 743
	① 延相談件数		53, 280	50, 260	51, 542
①延相談件数 (内容別内訳)	介護に関する相談	介護保険に関すること	38, 210	37, 896	38, 262
		以外のサービスに関すること	3, 049	2, 398	2, 473
		その他介護に関すること	4, 240	3, 167	3, 122
		家族介護者に関すること	358	219	279
	権利擁護	権利擁護（成年後見・消費者被害等）	398	290	471
		高齢者虐待等について	1, 168	622	863
		その他権利擁護について	211	270	206
	医療に関すること		2, 594	2, 428	2, 824
	認知症に関すること		1, 668	1, 217	1, 082
	その他		1, 384	1, 753	1, 960
	①延相談件数 (対応別内訳)	来所		2, 134	1, 885
訪問		10, 186	10, 717	10, 638	
電話		37, 269	34, 556	35, 919	
文書		2, 482	1, 957	1, 753	
その他		1, 209	1, 145	1, 174	
要支援ケアプラン作成数			11, 190	11, 945	12, 099
居宅介護支援事業所委託数			1, 663	1, 844	1, 723

〈各地域包括支援センターの地域活動〉 ※ＳＣ・・・生活支援コーディネーター

包括名	内容
海老名北 地域包括支援 センター	○ＳＣとの情報交換 ○介護者教室「ダブルケアについて」 ○認知症サポーター養成講座 あさまサロン、三川公園、ビナクリニック（一部講師として参加） ○上今泉地区社協役員会、下今泉地区社協幹事会、北部民児協定例会 ○上今泉５丁目自治会安心安全フェスタへ相談ブース設置（２回） ○包括ＰＲ・介護予防勧奨活動 （医師会作成エンディングノート、市のえびな安心キット配布） ふれかみサロン（おしゃべり会）、テラスさろん公園体操、上今泉柏寿会 上今泉長寿会、下今泉長寿会、自治会長と民生委員・児童委員との懇談会 北部民児協、いずみ会
海老名東 地域包括支援 センター	○ＳＣとの情報交換（２か月に１回） ○介護者教室「介護が楽になる排泄ケア講座」 ○認知症サポーター養成講座 東部民児協勉強会、民生児童委員向け勉強会、かしわ台クラルテ、ビナさくら さくらサロン、ゆいまーる、東建お困りごとサポーターズ ○認知症カフェ、講和、ブランチ会、茶話会 オレンジカフェ（認知症カフェ：３回）、サロンかけはし（ミニ講和） クラルテサロン（ミニ講和）、たけのこの会（講和）、望地サロン（ブランチ会） 柏ケ谷４丁目かがやき（茶話会） ○情報交換 さくらサロン（１０回）ビナさくら（１０回）、柏ケ谷４丁目かがやき（９回） コミュニティサロン（６回）、サロンかけはし（６回）、ゆいまーる（５回） 望地サロン（６回）、たけのこの会（３回）、東柏ケ谷６丁目地区社協（２回） クラルテサロン（２回） ○地域ケア会議 東建お困りごとサポーターズ
海老名中央 地域包括支援 センター	○ＳＣとの情報交換（１２回）、ＳＣ一層協議会参会（１回）、民児協情報交換（１２回） ○介護者教室「ゼロからわかる腸活セミナー」 ○認知症サポーター養成講座 プライムケア東京 ○フレイルチェック（勝瀬地区） ○包括の紹介 おこじゅうサロン、国分北１・２ふれあい広場（熱中症予防講和） ○勉強会 民生児童委員向け勉強会：「高齢者施設について」 三菱ＵＦＪ海老名支店勉強会：「認知症について」 ○認知症家族の会参加（いこいの家） ○情報交換・相談等（地区サロン、地区社協のブランチ） ルネサロン、おこじゅうサロン、おしゃべりサロン、中央サロン、南原サロン ほのぼのサロン、わいがやサロン、勝瀬ブランチ（４回）、国分Ａブランチ（６回） 国分Ｂブランチ（５回）、国分Ｃブランチ（６回）、国分Ｅブランチ（６回）

包括名	内容
さつき町 地域包括支援 センター	○ＳＣとの情報交換、民児協情報交換 ○介護者教室「ストレッチ体操で介護者の慰労」 ○認知症サポーター養成講座 ヘルパー事業所 ○さつき町体操教室（包括主催） ○協力 ひだまりサロン、社家自治会サロン、水曜サロン、にこにこサロン さつき会イベント ○中新田小学校福祉学習（講師） ○スマイルサロン（オレンジカフェ、そんぽの家 GH） ○サロン de カフェ（２回）
国分寺台 地域包括支援 センター	○ＳＣとの情報交換、地福協（定例会毎月参加） ○介護者教室「おなか元気教室 ～今日から腸活～」 ○認知症サポーター養成講座 ネクスコ中日本、えびな脳神経クリニック、有馬小学校４年生 ○オレンジカフェ（２回） ○フレイルチェック（大谷：主催１回、協力２回） ○サロン、勉強会等 街なかサロン、お楽しみ会、樽井集会場、民生児童委員会（勉強会） イオン健康サロン、大谷生活セミナー、大谷健康ストレッチ、四つ葉の会 大谷ふれあい喫茶
海老名南 地域包括支援 センター	○ＳＣとの情報交換（月１回）、民児協情報交換（月１回）、民児協全体研修会 ○介護者教室「ベッドから車いすへの移動のサポート」 ○認知症サポーター養成講座 有馬図書館 ○フレイルチェック（２回） ○貯筋体操（月１回） ○カフェ、サロン、敬老のつどい、コミセンまつり等 ふれあいカフェ（月１回）、イオン健康カフェ、杉久保ふれあいサロン 今里サロン、敬老のつどい（杉久保地区）、杉久保コミセンまつり 門沢橋ストレッチサークル（月２回）、サンパルクストレッチサークル（月２回） ○南部地区社協 杉久保ランチ会議、今里ハート会議 ○上河内ふれあい推進委員会
海老名市 基幹型 地域包括支援 センター	○ＳＣ・地域包括支援センター打合せ（４２回） ○認知症サポーター養成講座（１４回） ・市域：一般市民（２回）、図書館（中央・有馬） ・職域：エクシス中日本、三川公園、海老名市職員、海老名クリニック（３回） ・地区：有馬小学校、サロン（３回） ○認知症サポーターステップアップ講座（２回） ○認知症サポーターステップアップ講座修了者交流会（３回） ○イベント、サロン等 映画オレンジランプ上映会、オレンジフェス、イオン健康サロン（３回） 三川公園健康まつり、人生１００年時代パネル展（介護予防等）

4 研修・講座等

(1) 認知症サポーター養成講座

各地域包括支援センター及び基幹型地域包括支援センターが講師となる(計30回開催)

(2) 介護者教室(6回開催)

介護福祉士、作業療法士、保健師等を講師に招き開催した。

(3) キャラバンメイト養成講座(県主催)

東地域包括支援センター職員(1名)、さつき町地域包括支援センター職員(1名)

国分寺台地域包括支援センター職員(1名)、南地域包括支援センター職員(1名)

※その他の職員は受講済み

(4) 認知症地域支援推進員研修

①新任者研修(県主催)

北地域包括支援センター職員(1名)、国分寺台地域包括支援センター職員(1名)

南地域包括支援センター職員(1名)

②現任者研修(県主催)

南地域包括支援センター職員(1名)

5 地域包括支援センターの人員体制について

本市では1つの地域包括支援センターの人員体制を4名とすることを基本としていましたが、令和6年度から1つの地域包括支援センターの人員体制を5名とするように調整を行いました。

また、海老名市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正を行い、常勤換算方法による職員の配置や複数圏域の高齢者数の合算による所定職種の配置が行えるようにしました。

慢性的な介護人材不足や複雑なケース対応など業務負担の軽減や人材確保等まだまだ課題はあります。**今後も、基幹型地域包括支援センターによる後方支援や他の事業(生活支援体制整備事業等)との連携、委託仕様の見直し等により地域包括支援センターの業務負担の軽減を図るよう引き続き対応を検討してまいります。**

6 地域包括支援センターの専門職の不足について

令和7年5月1日現在、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門職員について2か所の地域包括支援センターにおいて人員の欠員が生じています。

職種としては保健師(2名)となっています。

7 地域包括支援センター運営方針

令和7年度の地域包括支援センター運営方針については8ページ以降のとおりです。地域包括支援センター運営方針の策定については、前年度の事業評価の結果や前年度のセンターの運営にあたり生じた課題等について次の点を重点事項として反映しています。

【重点項目】

○介護支援専門員に対する支援・指導について

○地域包括支援センターの広報について

○包括的支援事業実施機関等との連携強化について

○家族介護者支援について

8 介護予防ケアマネジメント（介護予防支援）の委託状況について（参考1）

令和7年3月の介護報酬等請求時点で地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント（介護予防支援）の業務の一部を委託している居宅介護支援事業所一覧を参照してください。

9 地域包括支援センター事業評価（参考2）

地域包括支援センターについては厚生労働省通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」を参考に基幹型地域包括支援センターにおいて事業評価を実施しています。

海老名市地域包括支援センター 運営方針

海老名市
令和 7 年度版

1 運営方針

「海老名市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的、効果的な実施を目的に策定する。

なお、本方針において以下の文言については、次のとおり整理する。

(1) 地区センター

市内6か所に設置する地区を担当する地域包括支援センターをいう。

(2) 基幹型センター

地域包括支援センターの統括・総合調整・後方支援等を行う地域包括支援センターをいう。

(3) 地域包括支援センター

地区センター、基幹型センターの記載がない場合は各々の区別なく海老名市内の地域包括支援センターをいう。

2 地域包括支援センターの設置及び体制

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、市内6か所に地区を担当する地区センターを設置し、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する。

地域包括支援センターの統括・総合調整・後方支援等を行う基幹型センターにより、地域包括支援センター間の連携体制及び支援体制の強化を図る。

地域包括支援センターは、地域の実情に応じた重点課題や重点目標を設定し、各地域で特色ある創意工夫した事業運営を行うこと。

地域包括支援センターに配置されている、保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等の専門職をはじめとする各職員全員が課題や目的に対する共通意識を持ち、連携及び協力し、チームアプローチを行うこと。

3 地域包括支援センターで行う事業の実施方針

(1) 地域包括ケアシステムの構築方針

高齢者が安心して、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう自助・互助・共助・公助を組み合わせ、医療・介護・福祉等に関わる幅広い関係機関と地域が連携し、地域ごとの医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制の構築を進める。

障がいのある家族など複合的な課題を抱えた人についても十分な支援を行うことができるよう、関係部局との連携を図り、地域共生社会の実現を目指す。

地域包括支援センターは、行政機能の一部として地域の最前線に立ち、担当する地域の特性や実情を踏まえ、地域包括ケアシステムにおける中核機関として、海老名市及び関係機関、団体等とともに、その体制の推進に向けて取り組む。

地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、地域で支え合う仕組みづくり、要介護状態にならないための介護予防を重視した事業を推進していくことで、共に支え合い、生きがいを持って安心できる生活を実現するため、高齢者支援事業の充実と介護保険制度の円滑な運営を推進する。

(2) 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

地域ケア会議や日常的な地域活動、地域ネットワーク等を通じて、担当地域における潜在ニーズも含めた住民ニーズ、地域課題等の把握に努める。

第9期えびな高齢者プラン21から日常生活圏域が地区センターの担当地区と同じ区割の6地域に細分化されたことから、今まで把握した地域課題等について今一度整理を行い、その地域で重点的に取り組んでいくべき事項を明確にし、地域における重点課題を設定するなど、柔軟な事業運営に努める。

(3) 介護事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携および専門職との連携）構築の方針

介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源の連携を図り効果的に利用できるよう、専門的な多職種と地域団体等の様々な取組を連携させ、地域の高齢者支援のネットワーク構築を推進する。

(4) 第1号介護予防支援事業等の実施方針

介護予防及び要支援状態等からの自立の促進を目的とし、高齢者自身が持つ能力を最大限に生かして、状態にあった具体的な目標を設定する。

高齢者自身が理解し、達成するために必要なサービスを主体的に利用し、自分自身で目標の達成に取り組んでいけるようにプランを策定する。

高齢者や家族の要望だけでなく、自立支援に資するよう、課題の見立てと適切なアセスメントを実施し、ケアプランの作成にあたっては、介護予防・日常生活支援総合事業に限らず、インフォーマルサービスや住民主体の通いの場等、社会資源の活用も積極的に検討し「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチし、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持ちながら目標を達成できるように努める。

(5) 介護支援専門員に対する支援及び指導並びに被保険者に対する包括的かつ継続的な支援の環境の整備の実施方針

介護支援専門員に対する相談対応体制の構築や地域ケア会議の開催等を通じて、介護支援専門員が抱える支援困難事例に対して、関係機関と連携のもと指導、助言等を行う。また、必要に応じて関係機関等と連携し事例検討会や研修を実施し、制度や施策に関する情報提供を行うこと。

なお、地区センターによる支援の他、海老名市地域包括支援センター連絡会等の枠組みを利用し地域包括支援センター総体として支援にあたることも可能とする。

(6) 地域ケア会議

介護支援専門員からの相談による困難事例等や総合相談業務等から抽出された個別ケース検討等の地域ケア会議を開催し、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援することを目的に開催する。

個別ケースの課題分析等を積み重ねることで、地域に共通する課題を抽出することを認識し、取組みを進めていく。

地域で解決可能な課題なのか、政策的な課題なのかを明らかにし、政策形成の必要な課題については、市域の地域ケア会議につないで検討を行い、地域づくり・資源開発、政策形成へ結びつけていく。

《地域ケア会議の機能》
① 個別課題の解決 ② 地域包括支援ネットワークの構築 ③ 地域課題の把握、 ④ 地域づくり・資源開発 ⑤ 政策の形成

(7) 行政との連携方針

市と地域包括支援センター相互の連携強化及び情報共有を図るため「海老名市地域包括支援センター連絡会」を毎月開催する。

地域住民からの相談、困難事例等について、地域包括支援センターによる対応を原則とするが、必要時には市と連携を図りながら支援にあたるものとする。

(8) 公正・中立性確保のための方針

地域包括支援センターは、高齢者福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、利用者の特性や意欲・意向を踏まえ、居宅介護支援事業所及び居宅介護サービス事業所等の紹介を行うものとする。正当な理由なしに特定の介護事業所に偏らないよう、公正・中立性確保に努める。運営費用が介護保険料や自治体の公費が投入されて運営されていることを認識し、適切な事業運営を行う。

(9) 生活支援体制整備事業に係る方針

多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの体制整備と充実を図るため市及び社会福祉協議会等関係機関と協働して推進する。特に生活支援コーディネーター・協議体との連携を密にすること。

(10) 事業評価の実施

地区センターの運営や活動について、評価指標に基づいた上で事業評価を実施し、現状の課題等を明らかにし、それに基づいた必要な機能強化に努める。具体的な方法等を含めて、市と基幹型センター、地区センター間で協議し、必要な対策を講じられるように取り組みを進める。

(11) 基幹型センターが行う業務の実施方針

ア 地区センターの実情把握

基幹型センターが地区センターの統括や後方支援等を行うためには、地区センターが行う業務や課題等の実情を把握することが前提となる。そのため、日々の業務や地区センターへの訪問（短期間、長期間）、地区センター職員との面談、書籍・資料等による情報収集や研修等により個々の業務や地域包括支援センター運営上の課題等の把握を行うこと。

イ 地域包括支援センターの高水準化

基幹型センターは把握した地区センターの業務の内容や遂行の方法を集約・蓄積し、好取組や効率的な業務の遂行方法等を他の地区センターへ共有することで地域包括支援センター総体としての高水準化を図る。また、地区センターの抱える課題

はその背景や要因を分析した上で解決に向けた対応を行うこと。

他の地区センターでも生じる恐れのある課題や地域包括支援センター総体としての課題について、その背景や、要因、解決方法等を他の地区センターと共有することや、解決にむけた議論を行うことで、高水準化を図る。

ウ 多職種・多機関等との連携について

地域包括支援センターは多職種・多機関等との連携やネットワークの構築が必須となる。そのため、基幹型センターは地域包括支援センターが多職種・多機関等との円滑な連携が図れるよう注力すること。

4 重点的な取り組み事項について ※一部再掲あり

地域包括支援センターの運営を行う中で表出した課題、事業評価を行う過程で表出した課題等について重点的な取り組み事項として以下のとおり方針を示す。

(1) 介護支援専門員に対する支援・指導について（再掲）

海老名市地域包括支援センター連絡会主任介護支援専門員分科会主導により、介護支援専門員を対象とした「ケアマネ相談室」を開催するなど、介護支援専門員への支援等に注力しているところ。

しかし、令和6年度には指定介護予防支援事業所の指定拡大等が行われ、令和7年度には地域支援事業（特に総合事業）についても制度変更が行われることから、介護支援専門員への一層の支援等を継続的に行うこと。

(2) 地域包括支援センターの広報について

高齢者の相談先等としての地域包括支援センターの存在については地域に浸透してきているが、より一層の浸透を目指し、広報等を積極的に行うこと。また、総合相談業務等を通じて、他の支援機関や制度の周知の一助となるように努めること。

(3) 包括的支援事業実施機関等との連携強化について（再掲）

地域包括支援センターは包括的支援事業等を地域において一体的に行う役割を担う中核的機関である。そのことを念頭に、同じ包括的支援事業を担う、えびな在宅医療相談室、生活支援コーディネーター、認知症初期集中支援チーム等の機関と緊密な連携体制を構築すること。

(4) 家族介護者支援について

要介護状態の高齢の家族を介護する家族介護者は、いわゆるヤングケアラー、ビジネスケアラー、老々介護など年齢を問わずいる。そうした家族介護者の負担感・孤独感の軽減や家族介護者の離職防止の観点から一層の支援が求められていることから、総合相談事業や家族介護者教室等を通じて、家族介護者への支援に取り組むこと。

令和 7 年 3 月請求時点委託先事業所一覧

No.	事業所番号	事業所名	所在地	東	北	中央	さつき町	国分寺台	南
1	1454280004	老人保健施設えびな	海老名市柏ヶ谷726-7	○					
2	1464190161	居宅介護支援事業所 ワースリビング座間	座間市緑ヶ丘6-13-6	○					○
3	1472103637	カナの介護	鎌倉市苗田4-2-29						
4	1472609351	ケアプランサービス相模原	相模原市南区相模大野7-1-6 相模大野 第一生命ビル 5 F						○
5	1472610524	生活支援ステーション じょんのび	相模原市南区松が枝町21-2 Arthur B					○	
6	1472610813	ツクイ相模台	相模原市南区相模台3-17-9						
7	1472900032	相模ゴム工業株式会社 厚木営業所	厚木市元町2-1						
8	1473002382	おひさまケア 相模	大和市桜森2-10-15 桜森ハイツ201	○					
9	1473003398	さちケアマネステーション	大和市西鶴間1-16-6-101		○				
10	1473702171	ホームケア横浜	横浜市都筑区茅ヶ崎中央40-3 3F			○			
11	1474100029	座間苑 居宅介護支援事業所	座間市新田宿125-4						
12	1474100524	有限会社介護ステーション優しい風	座間市東原1-8-6						
13	1474100938	株式会社 楽友舎 居宅介護支援センター	座間市ひばりが丘1-73-19	○					
14	1474101407	ケアネット座間	座間市相武台1-50-1						○
15	1474101639	ケアサポートひばり	座間市ひばりが丘5-25-9-2F				○		○
16	1474200019	ケアネット海老名第Ⅰ	海老名市河原口1320	○	○	○	○		
17	1474200126	ほほえみケアネット	海老名市中河内1227-1			○	○		○
18	1474200266	海老名ほっとステーションかがやき	海老名市柏ヶ谷600-11-2						
19	1474200498	居宅介護支援事業所びーな's	海老名市扇町3-6-4-B			○		○	
20	1474200605	えびな北高齢者施設	海老名市上今泉4-8-28	○	○				
21	1474200639	ケアプラン エンゼルあきちゃん	海老名市国分寺台2-2-2	○					
22	1474200712	ワーカーズコレクティブあい 居宅支援	海老名市中央2-7-33-A107		○	○		○	
23	1474200720	ケアネット海老名第Ⅱ	海老名市杉久保南2-13-13	○	○	○	○	○	○
24	1474200969	サンライズ・ヴィラさがみ野 居宅介護支援センター	海老名市東柏ヶ谷3-4-8	○					
25	1474201041	クオール海老名	海老名市中新田3-9-51-106			○	○		○
26	1474201157	サポートステーションえびな	海老名市大谷北3-20-3-2					○	○
27	1474201231	ケアプラン クローバー	海老名市国分南3-21-13		○	○			○
28	1474201272	ケアプラン ライフラボ	海老名市杉久保南1-6-1大貫事務所 1 階			○	○		○
29	1474201306	LEAケアステーション	海老名市下今泉4-2-14-2F			○			
30	1474201314	けやきライフ海老名	海老名市中新田4-8-26-101				○	○	○
31	1474201421	たんぽぽケアプラン	海老名市国分寺台5-17-8-201				○	○	
32	1474201470	元気プラン	海老名市中野1-13-29						○
33	1474201546	桜ケアプラン海老名	海老名市社家6-4-22				○	○	○
34	1474201595	ケアプラン愛	海老名市望地2-3-27 ファミリア M-A 1階					○	
35	1474201637	ケアフレンドえびな	海老名市柏ヶ谷967番地の1 (404)						○
36	1474201645	手と手ケアマネ事務所	海老名市中野1-7-19-202			○			
37	1474400908	ケアプラン しろやま	綾瀬市早川2221-5			○		○	○
38	1475402531	たまふれあい居宅介護支援事業所	川崎市多摩区登戸1763 ライフガーデン 向ヶ丘2階						
39	1472902079	ケアプランすばると厚木	厚木市愛甲2-17-23-102		○			○	
40	1473003463	プレマ会ケアプランセンター	大和市上草柳186-3 GANESH 1 階					○	
41	1472608106	居宅介護支援 あすか	相模原市南区相武台2-21-5 相武台ビ ル 1 F						
42	1474201629	lanacケアマネステーション	海老名市上今泉2-8-22					○	
43	1474201686	ケアプランいろどり	海老名市下今泉1-8-32マルリー-202号室		○	○			
44	1474201710	ルリエケアサポート	海老名市中央3-4-3-1004		○				
45	1471200574	春夏秋冬 居宅介護支援事業所	高座郡寒川町岡田5-1-8						○
46	1472603263	わかくさ	相模原市南区相模台 1-9-1 コープさ がみ台 1-B						○
47	1472003175	エスケアステーション平塚 居宅介護支援	平塚市桜ヶ丘1番17号						○
48	1472900115	居宅介護支援事業所 けいわ荘	厚木市下荻野2117-2				○		

令和 6 年度 海老名市地域包括支援センター

事業評価報告書

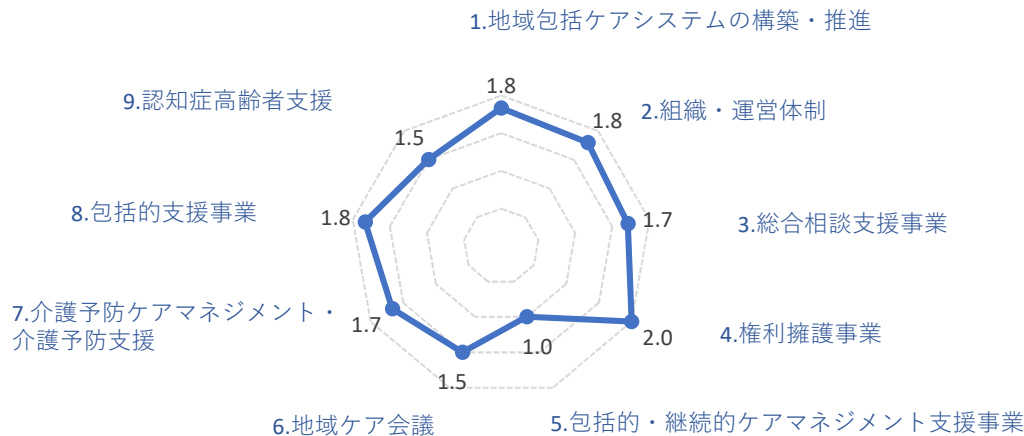
海老名市基幹型地域包括支援センター

令和 7 年 2 月

(1) 全体評価結果

実施状況評価

評点 1.6 / 2.0



今年度より変更となった新たな国の評価指標に基づく評価表を使用し実施した。

令和6年度海老名市地域包括支援センター運営方針の重点的な取り組み事項として、昨年に引き続き①「介護支援専門員に対する支援・指導について」包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、②「地域包括支援センターの広報について」組織・運営体制、③「包括的支援事業実施機関等との連携強化について」包括的支援事業、新たに④「家族介護者支援について」総合相談支援事業を追加しスタートした。家族介護者と高齢者を取り巻く地域の社会環境は大きく変貌し、地域の家族介護者が抱える課題は多様化している。地域包括支援センターにおいても8050問題や困窮、障がい者支援、医療、社会的孤立等多岐にわたる複合的な問題を抱えたケースが増え、多機関と積極的に連携し継続的な支援に取り組んだ。

また、今年度より地域包括支援センター職員1名増員となり5名体制となったが、一部のセンターでは人員配置に不足が生じており、職員の人材確保や定着を進める等更なる改善の必要性がみられた。

今後効果的に事業運営ができるように、評価表に各地域包括支援センターの自己評価と課題欄を追加し、事業を振り返る機会を設けた。課題を改善し各圏域の特性に応じた地域包括ケアシステム構築を進め、更に地域に根差した地域包括支援センターとなるよう期待する。



えびなオレンジフェス
(認知症地域支援推進員協力)



ケアマネ相談室
(主マネ分科会主催)



高齢者虐待予防啓発ポスター
(社会福祉士分科会作成)

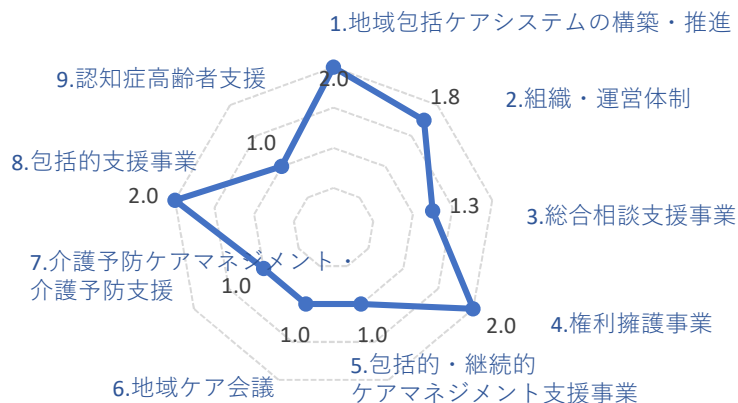
(2) 各地域包括支援センター

① 海老名北地域包括支援センター

実施状況評価

評点 1.4/2.0

講評



昨年に引き続き職員配置に不足が生じ、専門性を活かした業務分担にて多機関と連携し、困難、虐待ケース等取り組んだ。また、定期的に行っている地域ケア会議を活用し、地域の課題を自分のこととして捉える力を養い、地域の力、人材育成の取り組みに繋げる取り組みに力を入れた。今後も引き続き地域課題に対してSCと協働した活動に期待する。

今年力を入れた取り組み：地域共生社会実現に向けた基盤作り

① 目指す姿・困っていたこと

コロナ禍と包括職員の配置人員が満たせない状況の中、課題が複雑化した個別ケースの対応に追われ、地域活動が疎かになっていた。
介護業界全体の人手不足は改善する兆しが無く、法の制約等もあり、公的サービスだけでは、個別ケースの困難性に対応しきれない現状。今後その状況は拍車がかかることが予想されている。

② 取り組み内容・工夫したこと

○老人クラブ等、地域活動へ参加し、地域包括支援センターの活動を広報。困った時には相談をするよう説明すると共に、左記内容を説明し、まずは介護サービスが必要な状態にならないよう予防に努めてもらうよう案内。

○地域ケア会議内において、公的制度の限界を説明、要介護状態に極力ならないような高齢者本人の自助努力を基本に、地域で協力しあえることは無いか協議を提案。

○えびな安心キットと医師会作成のエンディングノートを配布

③ 効果（見込み）

○地域活動に参加したり、職員の顔を知ってもらうことで住民が相談しやすい状況になった。

○北包括独自で行ったアンケートに伴い、エンディングノート等を配付し、現状で自分自身でできることは何かを考えてもらうきっかけを作った。

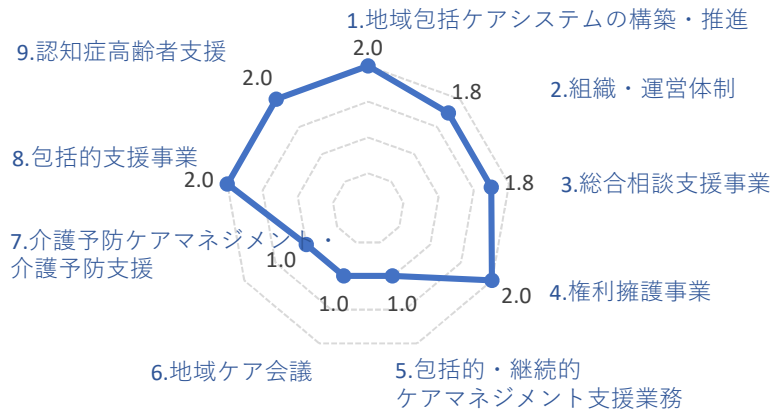


② 海老名東地域包括支援センター

実施状況評価

評点 1.6/2.0

講評



昨年に引き続き市内で最も予防プラン作成数が多く、三職種の専門性を活かした業務分担に一層取り組んだ。また、地域のサロン等に出向き積極的に地域ケア会議を開催した結果、地域課題を話し合う機会が増え認知症サポーター養成講座開催につながる等地域づくりに尽力した。今後地域の人材を活用した地域づくりに一層期待する。

今年力を入れた取り組み：地域と顔の見える関係づくり

①目指す姿・困っていたこと

【目指す姿】

職員のライフワークバランスが保たれ、地域住民のために元気に活動し、安心して暮らせる地域にしていきたい。

【困っていたこと】

総合相談・給付件数増加による業務の平準化が難しい。

③効果（見込み）

- ①業務分担によって、効率よくケアマネジメント業務が実施できた。
- ②サロン訪問により、地域住民と顔と顔の見える関係を構築できた。
- ③地域課題を住民と包括で把握し、課題解決の方向性を共有することができた。

②取り組み内容・工夫したこと

包括内で明確な業務分担をし、各職種の専門性を活かして、業務効率を上げるよう取り組んだ。

①QC（Quality Control）を実施。業務効率の見直しをすることにより、ケアマネジメント業務の標準化を図った。

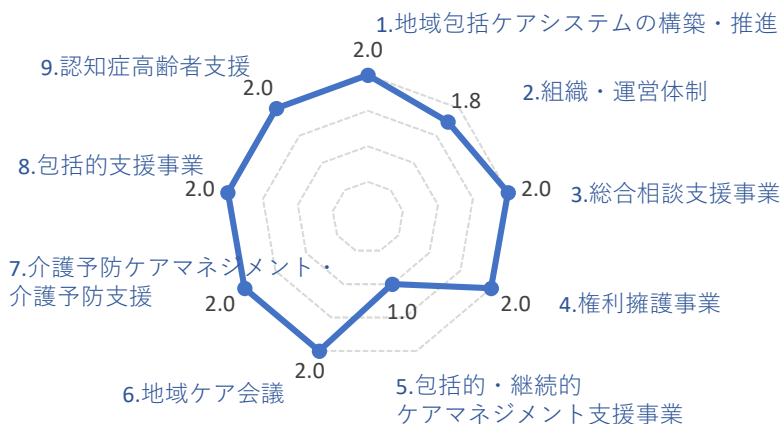
②担当を決め、毎月サロンに参加し、地域の方と積極的に交流した。

③地域ごとの課題を把握し、地域ケア会議を開催した。

③ 海老名中央地域包括支援センター

実施状況評価

評点 1.9/2.0



講評

今年度は、管理者交代、職員欠員状態でスタートとなった。欠員時も、秋以降新入職員入職後も育成指導を行いながら、包括業務は着実に行えた。昨年に続き、再度、事務所移転となったが、業務中断なく移転完了し、担当圏域の中央部への移転により、住民の利便性の向上を図ることができた。認知症予防、地域活動支援にも積極的な取り組みがみられ、更なる活動拡大、成果を期待する。

今年力を入れた取り組み：複合的問題ケース関係機関との継続した連携

① 目指す姿・困っていたこと

昨年度より課題のため継続

複合的問題ケースでの連携対応の推進

平成18年に地域包括が開設された時の中央包括担当エリアの高齢者数3,000人・高齢化率15%から令和6年の高齢者数5,500人・高齢化率22%になっている。また老々介護、認知介護、8050、ヤングケアラー、精神疾患、経済的困窮等の複合的問題のケースが散見される。

- ① 高齢夫婦・夫による妻への虐待、引きこもり息子同居。
- ② 高齢夫婦双方による虐待疑い。
- ③ 高齢母親へ引きこもり息子から虐待疑い。
- ④ 高齢夫婦へうつ病息子から虐待疑い。
- ⑤ 高齢夫から妻への虐待疑い。離婚相談。

② 取り組み内容・工夫したこと

関係機関との連携

- ① 医療・介護（訪問介護、訪問看護、短期入所、施設入所）、CM、みんなの相談室。
- ② 基幹型包括、医療・介護（訪問リハビリ）。
- ③ みんなの相談室、ユニバーサル就労支援。
- ④ 医療・介護（訪問看護、短期入所）、CM、厚木保健福祉事務所。
- ⑤ 市民相談、弁護士、警察、親族、病院。

③ 効果（見込み）

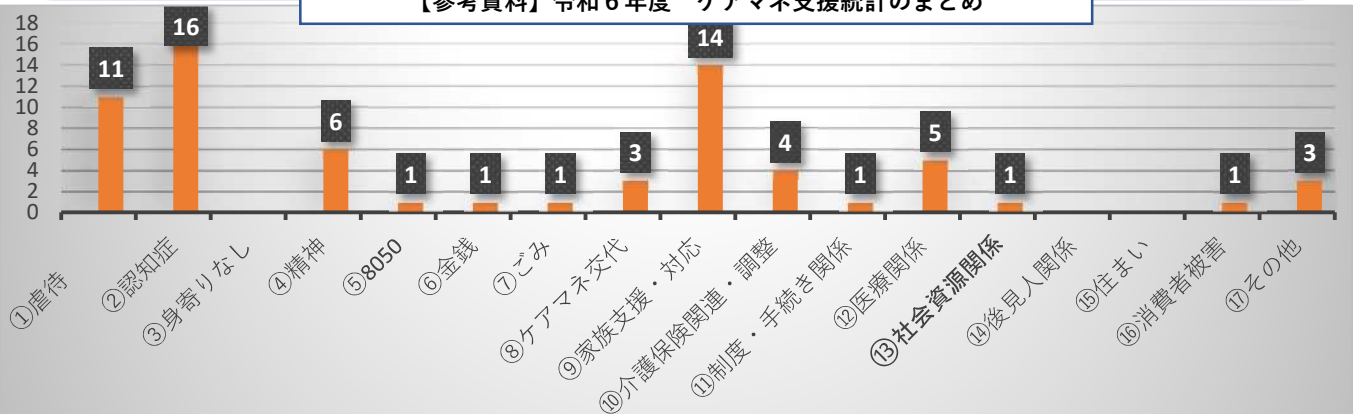
- ・他部署、他機関との連携の必要性が分かった。連携を図ることでお互いの役割を理解することができた。
- ・異なる専門職をもった職種が集まり、同じ目的に向けて協力することができた。
- ・視点の違いがあることを理解した上で、お互いを尊重する姿勢をもつことで連携がとりやすくなった。
- ・分かりやすい言葉で伝えたり、相手の意見にも耳を傾け、こまやかな報告、連絡、相談をこころがけることで、円滑なコミュニケーションが図ることができた。
- ・ケースを担当しているケアマネの後方支援につながった。
- ・各部署で情報共有することで、家族全体の先の見通しが見えてきた。
- ・専門性を高めるために、研修に参加して知識や技術を身に付けていくことが大切だと実感した。

【効果（見込み）および目指す姿】

医療と介護・障害・子育て・後見センター・生活保護等

支援者間の連携を図ることで複合的課題を抱えながらも地域で生活を送ることができる

【参考資料】令和6年度 ケアマネ支援統計のまとめ

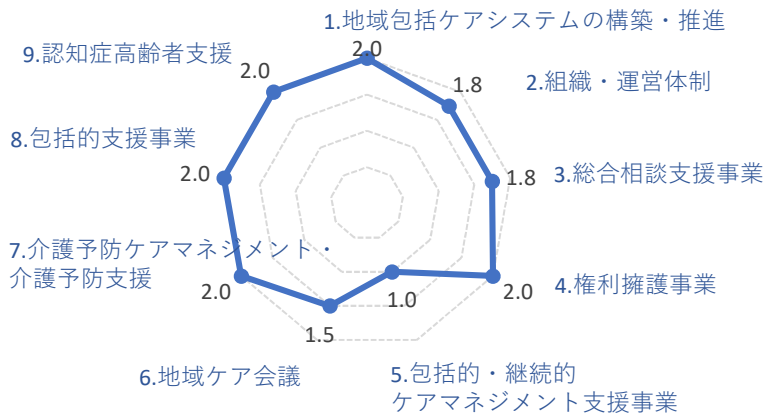


④ さつき町地域包括支援センター

実施状況評価

評点 1.8/2.0

講評



個々のケース対応・ケアマネ支援は例年通り継続できている。地域支援体制構築のため、既存市民活動団体を支援、地域活動を活性化している。新たな試みとして、民生委員を通じて、小学校との連携を図り、福祉教育を実施、今後も継続予定である。地域づくり・アプローチで自立支援・重度化防止への啓蒙活動への取り組みを期待する。

今年力を入れた取り組み：市民団体に広報活動

①目指す姿

- ①地域支援体制構築のための会議・活動を行う。
- ②ケアマネの困難ケースを連動して対応する。
- ③既存の市民活動団体にアプローチし広報活動を行う。
- ④家族介護者への支援活動を行う。

③効果（見込み）

- ①河原口地区社協の活動の規則を整理する働きかけを行った。地域活動の成熟の助長ができた。
- ②ケアマネの支援できている。間接的にケース支援にもなっている。
- ③民生委員との連携や、小学生を通じたその背後にいる家族への広報活動が出来た。
- ④家族同士が交流する事で思いを吐き出したり孤立感の解消等、家族支援をする事が出来た。

②取り組み内容・工夫したこと

- ①2カ月に1回の頻度でSCと会議を実施した。12/4には河原口地区社協のメンバーと地区社協のお困り事支援事業の体制整備について会議し地域活動のサポートを行っている。
- ②月平均9件のケアマネ支援を行っている。11月現在で74件対応。担当ケアマネが参加する地域ケア会議、現時点1回を実施（この1回にケアマネ3名に出席してもらった）。
- ③地域サロンや南部民生委員協議会に訪問し連携や広報活動を行った。また11/15には中新田小学校で4年生児童約80名に「介護のお仕事」というテーマで講義を実施した。
- ④4/25家族会を実施。パーキンソン病の要介護者を抱える家族のピアサポート活動。

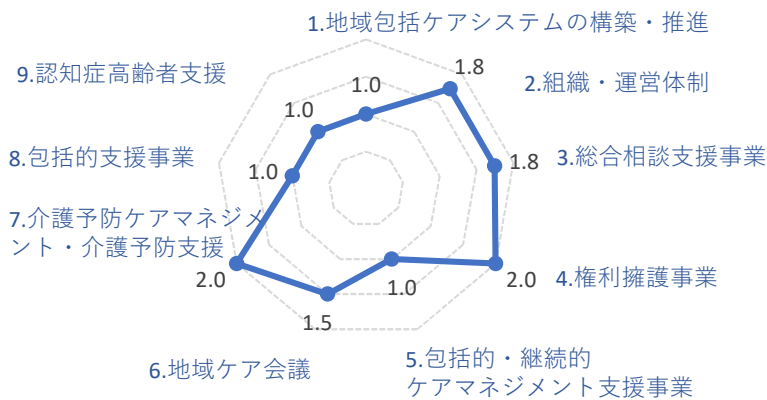


⑤ 国分寺台地域包括支援センター

実施状況評価

評点 1.4/2.0

講評



管理者交代があったがスタッフ育成も含めて協力してチームで対応した。市内でも高齢化率が高い地区であり介護サービスの利用者も増加、権利擁護のケース連携支援も多かった。地域ケア会議やサポーターを活用していくことで地域力を生かした早期発見・社会資源の開拓をさらに進めていくことを期待する。

今年力を入れた取り組み：オレンジカフェ（ふきのとう）を定期的に行う

①困っていたこと

更新時、元気度チェックリストの口腔機能の回答欄では「はい」が多く、不安に感じている人が多くなっていた。

②取り組み内容・工夫したこと

日時：令和6年7月26日

目的：適切な知識を知り、嚥下機能を高めフレイル予防を学ぶ。

内容：①オーラルフレイルとは
②誤嚥と誤嚥性肺炎
③口腔体操
④フレイル予防の3本柱

③効果（見込み）

オーラルフレイルの知識を高め、安全に飲みこみ、誤嚥性肺炎を予防することができる。

工夫：クイズ方式を取り入れて、全員参加型として行った。
会場で法人のクッキーの試食を行い嚥下機能に対する意識を高めていただいた。

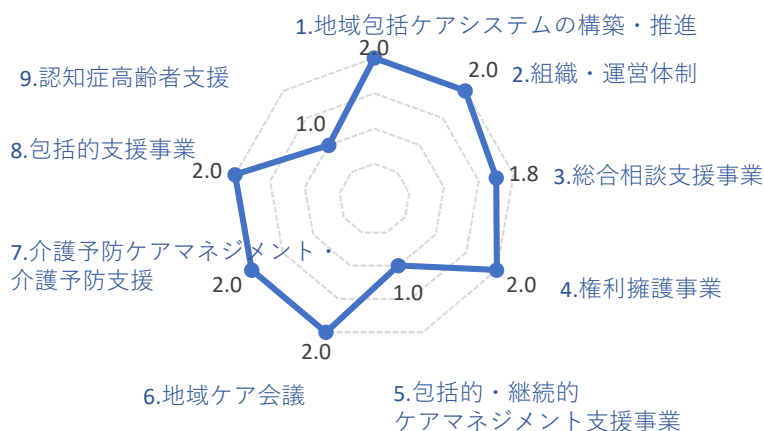


⑥ 海老名南地域包括支援センター

実施状況評価

評点 1.8/2.0

講評



広い圏域の中で重点地区を決め地域活動に取り組んでいた。認知症や精神の未受診、未把握者など潜在的課題が表面化して困難ケースになることも見られた。個別のモニタリングや相談終結に向けて、相談の経路、対応の分析をすすめて、地域連携していくことでさらなるケース支援の充実が可能になると思われる。

今年力を入れた取り組み：地域の方に見守りの目を持ってもらい早めの相談につなげる体制作り

①目指す姿

近隣に心配な方がいた場合に包括へ情報提供するという認識を持ってもらえるようになる事。地域住民に見守りの目を持ってもらい、その結果、早期に相談や支援ができる体制となる事を目指す。

②取り組み内容・工夫したこと

担当地区が広域であるため、地区社協がある今里地区・サンパルク地区を重点地区とした。また杉久保地区の地区社協にも働きかけを行った。

③効果（見込み）

地域の気になる方への気づきが少しずつ強化されている。

地域からの情報が寄せられ、支援開始となった件数は年間で18件となった。

今里地区・杉久保地区においては地区社協の会議体に参加させていただき下記についての説明を行った。

- ①地域包括支援センターの役割と利用できる在宅福祉サービスの説明
- ②困り事を抱えている人が早めに相談支援につなされる体制を作ることの必要性の説明
- ③具体的な相談事例を説明し情報提供のイメージを持ってもらえるようにした。

その後、具体的に地域の気になる方の情報交換の場を持つこととした。

えび〜くる(海老名市デマンド型交通高齢者外出支援事業) 「実証実験」の期間延長及び運行内容の見直しについて

令和7年5月23日
介護保険運営協議会

保健福祉部 福祉政策課

1

- 1 実証実験の状況及び利用者の要望
- 2 実証運行期間の延長及び運行内容の一部見直し

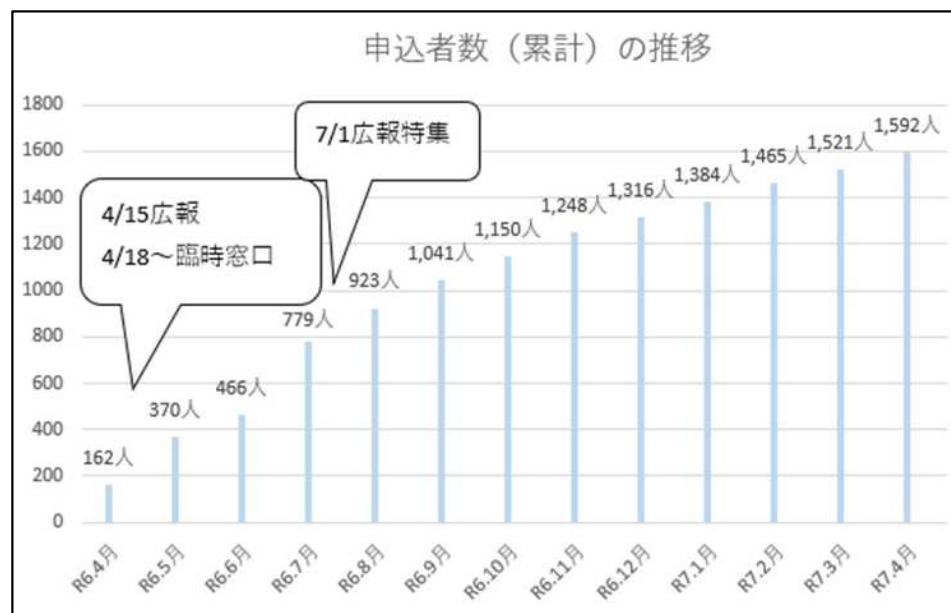


2

1 実証実験の状況及び利用者の要望①



①登録申込者数 （令和7年4月末時点）

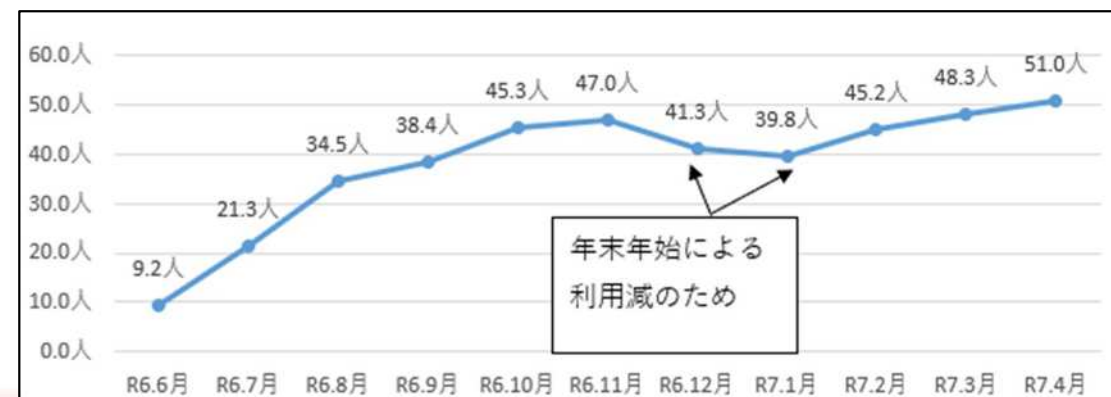


②利用者数 （令和7年4月末時点）

◆延べ利用者数



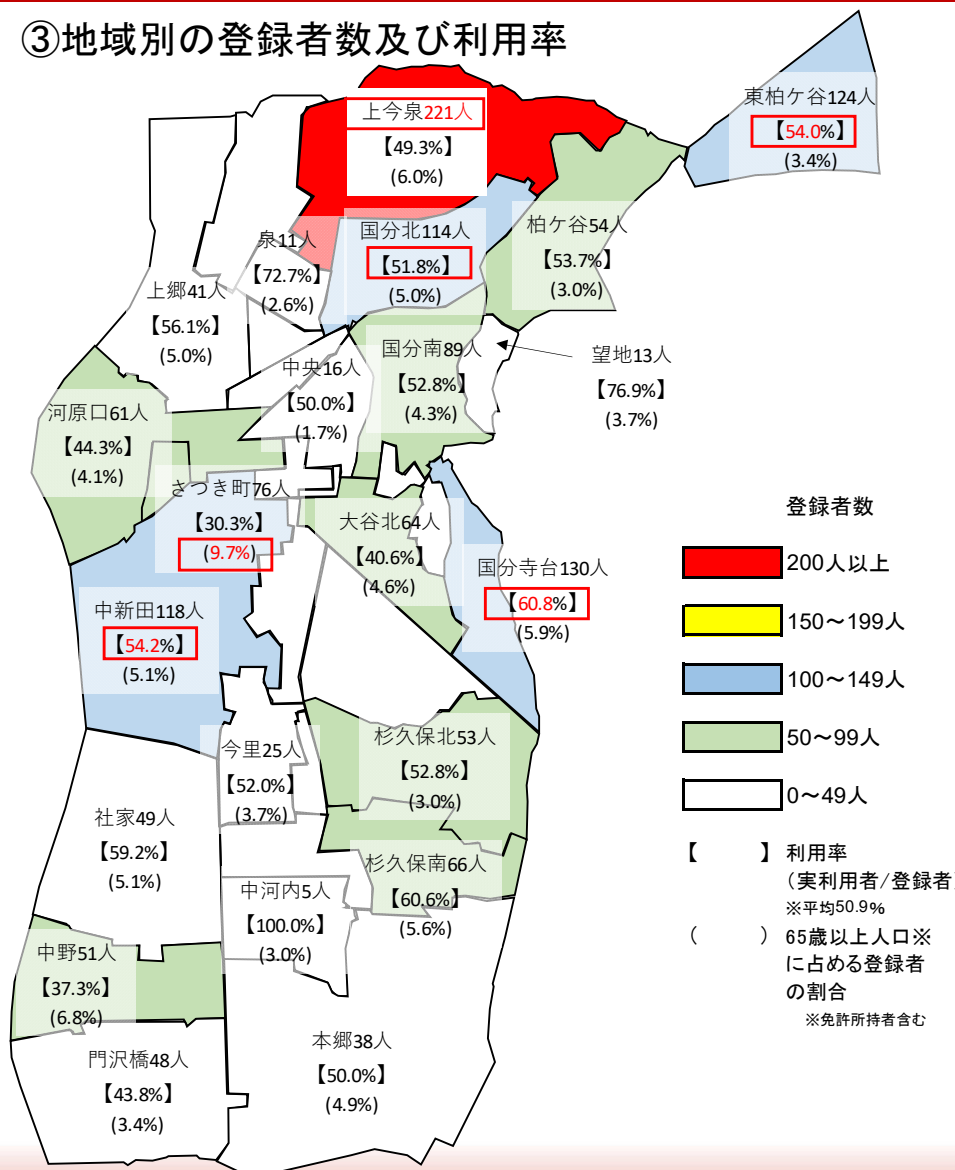
◆1日あたりの利用者数





1 実証実験の状況及び利用者の要望②

③地域別の登録者数及び利用率



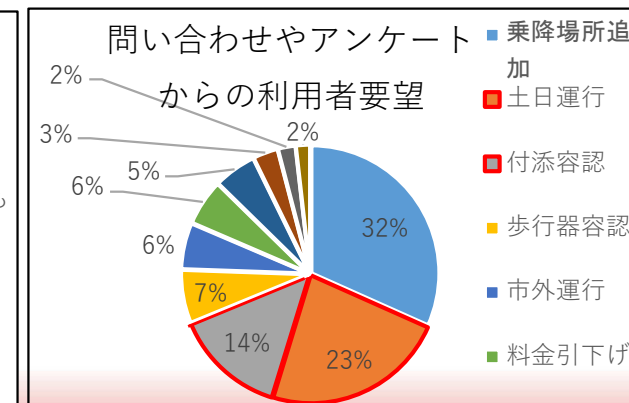
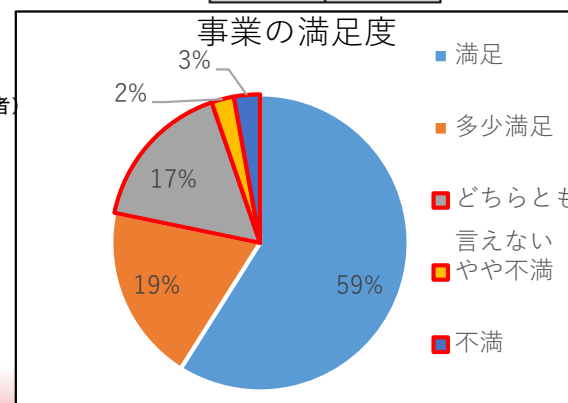
④利用の傾向

- ◆利用者は80歳代が最も多い
- ◆目的地は病院が最も多く、次いで買物、駅周辺～乗降場所ランキング～
 1位 海老名総合病院 2位 イオン 3位 海老名駅東口
- ◆8～10時台に病院、10時台に商業施設に行く傾向があり、11時～15時にかけて帰宅が多い
- 16～17時台は利用が少ない
- ◆他の曜日に比べ、金曜日の利用が多い
- ◆祝日の利用が平日の1/3以下。
 年末年始の利用は平日の1/5以下。

⑤利用者アンケート等の結果

回答率	
送付数	728
回答者数	516
回答率	70.9%

アンケート実施期間
令和6年8月19日～9月17日



2 実証運行期間の延長及び 運行内容の一部見直し



実証運行の状況や要望等を踏まえ、運行内容の見直し及び実証運行期間の延長を行い、利用者の反応や土曜の利用状況を含め、引き続き検証を実施する。

事業内容	現 行	見直し後
実証運行期間	令和6年6月24日から令和7年5月31日まで	<u>令和7年6月1日から令和7年10月31日まで</u>
運行日	月曜日～金曜日※祝日・年末年始運行 ※土日運休	月曜日～ <u>土曜日</u> ※日・祝日・12/29～1/3運休
運行台数	4台	<u>月曜日～金曜日 4台</u> <u>土曜日 2台</u>
乗車可能時間	8時～17時	8時～ <u>16時30分</u>
2人以上の乗車	・利用登録者同士であれば可能	・利用登録者同士であれば可能 ・ <u>要介護・要支援認定のある利用登録者は、1名のみ付添が可能</u> <u>※希望者には申請の上「付添人カード」を発行</u>
利用料金	・1人につき1乗車500円 ただし、利用登録者同士2人が乗車する場合は、2人で1乗車500円	・1人につき1乗車500円 ただし、利用登録者同士2人が乗車する場合は、2人で1乗車500円 ・ <u>付添人カードの所持者 1人につき1乗車500円</u> ※付添人のみで乗車することは不可

【その他】 6月～7月 利用者アンケート調査